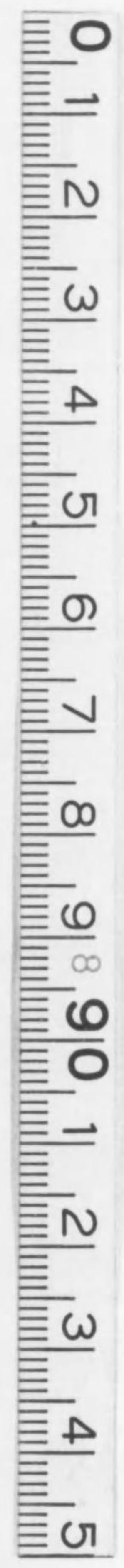


384-43  
1200501455365

384  
43



始



36.11.17



近世日本  
國民史

天保改革篇





德川齊昭畫像 (侯爵德川順氏所藏)

# 天保改革篇刊行に就て

天保改革  
と水野の  
失敗

天保改革は、政治家の努力と、社會の趨勢との交闘だ。而して其の結果は政治家の失敗に歸した。失敗に就ては、それぞれ理由がある。その理由の重なる一は、改革の中心人物たる水野忠邦の施設、其の宜しきを得なかつた爲めだ。而して其宜しきを得なかつた重なる理由は、其の使用する人物を誤りたるのだ。若しくは其の人物の使用法を誤りたるのだ。

終古の疑  
問

されど假りに寛政改革の成功者松平定信をして、其局に膺らしめば、果して成功す可かりし乎、否乎。そは恐らくは疑問であらう。而して終古の解決し難き疑問であらう。

\* \* \* \* \*

第三期の  
治療

定信時代は、幕府の病が、漸く第一期より二期に近きたる場合であつた。されど忠邦時代には、それが亢進して、第三期に入りてゐた。斯る場合には、如何なる名醫出で来るも、手を措くの外はあるまい。然るに忠邦は、自から進んで定信の成就したる所を成就せんとしたるのみならず、定信の手を著くるを敢てせざる所まで敢てせんと試みた。

改革者と  
格

彼は改革者として、殆んど總ての資格を具備してゐた。但だ彼に少くのは、異論を調停し、物議を鎮定し、大事、難事、平々然として之を成す一點であつた。定信とても、此點に於て間然なしとは云はぬが、忠邦に比すれば、確かに優る所があつた。忠邦は無學「當時の大名中には、寧ろ學者であつたが」の王安石であつたが、然も其の政治的手腕は、恐らくは王安石以上であつたらう。

勝海舟の  
批判

されば幕府の遺老勝海舟の如きは、

按ずるに當時の政績、享保、寛政の遺圖を紹がれしと雖も、久敷風を爲せし奢侈遊惰の俗、各私意を以て、其不便を歎き、衆口鑠金、遂に之を安石の新法に比するに至り、此が爲に退職に及びしとぞ。

又聞く、この閑老の怨を受けしは、大城十里四方上知の事也と云ふ。衆人の紛々たるは、眞に其實を得るに足らんや。所謂鴻鵠の志、また燕雀の知るべきにあらざ。當時の所置、頗る苛酷に過ぎ、其の猛烈、疾雷の耳を掩ふに暇なき如き思あり杯いへど、寛宥苟且の處置にて、數十年の積弊を一洗せんに、は、いつの日かこれを能せん。半途にして挫折せしは、惜しむべき事共也。

(開國起原)

是れ如何にも篤論に庶幾し。

天保の改  
革と水戸の改  
革

幕府に於ける天保度の改革の魁をなしたるものは、水戸に於ける徳川齊昭の改革だ。而して齊昭と忠邦とは、正面衝突は爲さなかつたが、互ひに協戮

して、改革の業を大成すると云ふ程には到らなかつた。此れは何れも其の雅量  
が、他を包容するに不足であつたが爲めと云ふ外はあるまい。而して忠邦の幕  
府に於ける失敗は、やがて齊昭の水戸に於ける失敗となつた。兩者の間に、別  
段の針線、脈絡の貫通は無つたが、然も彼等は互ひに相ひ容れざるまでも、相ひ  
兩立するを得たが、水野廣能後の幕府の群僚は、齊昭をして、其志を逞う  
せしむるには、餘りに微力であつた。

四

三羽鳥の人物

所謂る忠邦の三羽鳥たる、鳥居、澁川、後藤、何れも一癖も、二癖もある人物  
であつた。鳥居が残忍にして腹黒であつたとは、云ふ迄もなく、水野を誤りた  
る第一人と云ふも、差支あるまい。彼は弘化二年十月、丸龜の京極家に預けら  
れ、禁錮せられた。其の喫したる枇杷の種を窓外に抛ちたるに、それが成長し  
て實を結ぶに至つた。明治戊辰徳川氏瓦解の際に、京極家は同人に諭して、其  
の身の落付方をつけしめんとしたが、同人は頑として聞かず、予は幕府より預

鳥居忠燾

けられたる身なれば、幕府の命なくしては動かぬと云ひ張つた。

奸骨稜々の偏強漢

然も京極家は京都に訴へ、彼も漸く行くを肯んじ、静岡に來つたが、三十年の  
星霜は、其友を一掃し去り、親戚なる林家さへも彼を見知りたる者なかりき。  
而して彼は其の監察たりし際の徒目付、山本庄衛門、祐筆阿久澤丑助の來りて、  
其の寓居を訪ふを見て、傲然として曰く、往年予は官家の爲めに、蠻夷の近く  
可らざるを説く。當時其言容られず、今將た如何と。彼や實に死に抵る迄、自  
から悔ゆることを知らない傲漢であつた。奸骨稜々とも云ふ可き歟。兎に角  
幕末の一人物と云はねばならぬ。されど水野をして失敗せしむるに至つたのは、  
彼の力尤も大に居たことは争はれない。

澁川六蔵

澁川は寧ろ一個の才人であつた。彼は天保二年六月、天文方見習となり、天保  
十一年十一月、英文鑑上編を献上し、同十二年四月、同書下編を献上し、同十

當時録々の洋學者

三年十月には、御書物奉行を仰付られ、弘化元年十二月には、阿蘭陀國王書翰和解に付、賞賜を受け、弘化二年十月不届に付、豊後稻葉家に預けられ、嘉永四年七月豊後臼杵にて、三十七歳にて逝いた。されば彼が水野に直接建築したるのに参畫したのは、三十歳内外であつた。彼は恐らくは水野に直接建築したるのみならず、亦た鳥居の智慧袋であつたらう。當時録々たる洋學者たる彼が、最も洋學の敵たる鳥居と比周するを見れば、彼等の間に、如何なる魂膽の存したるかは、深く穿鑿する迄もあるまい。

澁川の英文鑑

澁川の英文鑑は、此種の著述として、嚆矢であらう。其の例言の一項に曰く、一 英吉利國は、西北洋中に在り。而して近ろ我が東海に出没し、來りて水薪を乞ふ者數矣。又た其の航海層なる者有り。和蘭例に齎らし來る所ろ。其語、文と和蘭と殊異。諸厄利亞典學及語林大成等の書有りと雖も、只だ能く其の方言を轉め譯する耳。未だ其の文法に論及する者あらず。敬直(澁川六蔵)竊

出身の途を誤る

かに憾焉。今や此舉將さに以て國家不虞の用に備へ、旁ら翻譯に便ならしめんとする也。此の如く彼は天保十一年十月、此書を著述して、幕府に献上してゐる。彼をして此の方面に力を伸ばさしめば、大いに成す所あつたであらう。然るに彼は群小政治家の仲間に出没して、其の異材を、紛々たる陰謀や、黨争の間に銷磨したるは、如何に惜みても餘りあることだ。才の難きにあらず、才に處するもの、實に難しとは、洵とに彼の爲めに打出したる警句であらう。而して世の才人たるもの、亦た自から愛惜する所ありて可也。

昭和三年六月十日正午 山王草堂に於て。

蘇峰人



## 例言

- 一 本篇は、大正十五年八月十日起稿、同十二月四日脱稿。
- 一 本篇は、第二十七冊『文政天保時代』及び第二十九冊『幕府實力失墜時代』と至密の聯絡あり。之を併讀して、始めて其の概觀を得るに庶幾からむ歟。
- 一 目下孝明天皇期に入り、三十冊『彼理來航以前の形勢』三十一冊『彼理來航及其當時』三十二冊『神奈川條約締結篇』を畢り、三十三冊『日露日英條約締結篇』既に其の半に達してゐる。
- 一 本年五月十五日、予の爲めに文章報國四十年祝賀會、朝野知友諸君によりて催さる。慚惶に禁へず、倍々本書完成に付き、責任の重大なるを感ず。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。

昭和三年六月十一日 山王草堂に於て。

蘇峰學人

近世日本國民史 天保改革篇 目次

第一章 水野忠邦

一 天保度に於る徳川幕府

一弛一張〔一〕 所謂る寛政刷新〔二〕 重大問題の發生〔三〕 對京都對外國問題〔三〕 兩問題の發展〔三〕 幕府自體の腐敗〔四〕 幕府内實の危機〔四〕

二 水野忠邦の概歴

人と勢〔五〕 勢の看取者〔五〕 忠邦の立身〔六〕 濱松轉封前後〔六〕 後年の經歷〔七〕 松平定信との比較〔七〕 一個の人材〔八〕

三 水野の家柄

徳川氏との關係〔九〕 忠邦の祖先〔九〕 忠善の人物〔一〇〕 忠善の子孫〔一〇〕 忠邦の家督相續〔一一〕 水野家富榮〔一一〕 忠邦轉封願の動機〔一一〕 大政變理の志望〔一二〕

註 濱松侯御送別〔道聽塗説〕……………一二

四 水野忠邦の性行……………一三

比類なき傑物〔一三〕 松平定信景仰〔一三〕 家督初めに志向教示〔一四〕 儒者  
國學の研究〔一五〕 野泉帖〔一五〕 頼杏坪との交り〔一五〕 讀書を努む〔一六〕  
志野遠大〔一六〕

五 定信と忠邦との事功……………一七

官吏としての素養〔一七〕 大藏長官を兼ね〔一八〕 宿老皆逝く〔一八〕 大御所在  
世中〔一八〕 改革の時機到来〔一八〕 所謂老功練達〔一九〕 慎重考慮の改革〔一  
九〕 定信忠邦圏境の相違〔二〇〕 兩者時處を換へば如何〔二〇〕

註 忠邦の批評〔大谷木寒同著燈前一睡夢〕……………二一

## 第二章 水戸齊昭……………二三

六 水戸齊昭の擁立……………二三

水戸の改革〔二二〕 齊昭繼承の顛末〔二二〕 繼嗣問題に於ける二派〔二三〕 有志

の論議〔二四〕 有志の運動〔二四〕 齊修遺言〔二五〕 齊昭相續決定〔二五〕 運動  
紛争の先例〔二六〕

七 水戸齊昭の人物……………二六

義公と併稱さる〔二七〕 齊昭期待の時機到来〔二七〕 家康の無器用〔二七〕 水戸  
家の諸藝通達〔二八〕 齊昭の器用〔二八〕 傳統精神擴充の志望〔二八〕 心志煩勞  
の二問題〔二九〕 齊昭の缺點〔二九〕 閨門の複雑〔三〇〕 亦一個の人物〔三〇〕

八 人材登用……………三一

舊吏僚を斥く〔三一〕 剛明の徳義〔三二〕 執政と議論し汗背を濕す〔三二〕 郡奉  
行等の罷免〔三三〕 排斥の面々〔三三〕 新採用の人々〔三三〕 事志と反す〔三四〕  
藤田立原兩派の争ひ〔三五〕

九 齊昭と儉約令……………三五

言路洞開節儉風行〔三五〕 儉素實行〔三六〕 儉素實行の一例〔三七〕 文政十三  
年儉約令〔三七〕 同じく江戸に於ける達し〔三八〕

註 水府評判〔續道聽塗説〕……………三九

第三章 齊昭の時局に處する意見及び施設……………四一

一〇 水戸藩の武備……………四一

文武獎勵(四一) 神君遺物御拜(四一) 右觸(四二) 定府人士の武備獎勵(四二) 齊明先見の明(四二) 千東原追鳥狩(四三) 同じく千波原追鳥狩(四三) 諸藩の武備を刺戟(四四) 水戸家中の宣傳上手(四四)

一一 弘道館の設立……………四五

水戸藩學(四五) 學館設立の議(四五) 學館設立起工(四六) 學館設立に就き觸(四六) 學校修業の觸(四七) 修學階段(四八) 總動員文武獎勵(四八)

一二 尊王攘夷の宣言書……………五〇

尊攘宣傳本部(五〇) 光圀齊昭の相違(五〇) 宣傳者としての齊昭(五一) 弘道館記(五二) 皇化稜夷(五二) 學館設立の所以(五二) 文武神崇祀の所以(五三) 結語(五三) 尊攘合言葉の始まり(五四) 註 學校設立の効果(常陸帶)……………五四

一三 朝幕兩本位説の弱點……………五五

水戸學の二缺點(五五) 水戸の朝幕兩本位(五六) 當てにならぬ前提(五六) 水戸家朝廷奉仕の秘訓(五六) 世上にはあくまで兩本位(五七) 兩本位の累(五八) 水藩内訌の原因(五八)

一四 齊昭の對外意見(一)……………五九

兩本位遂に兩岐道に分る(五九) 國民的精神發揚に努む(五九) 攘夷論の間屋(六〇) 齊昭の夷狄排斥思想(六〇) 最も外患を慮る(六一) 第一に日本を狙ふ乎(六一) 蘭學禁止論(六二) 極端なる鎖國論者(六二)

一五 齊昭の對外意見(二)……………六三

和蘭交通禁止論(六三) 古賀侗菴の説との異同(六四) 外國風聞聽入の無益(六四) 極端なる鎖國説(六五) 和蘭貿易の無益(六五) 右要略(六六) 右反動論の動機(六六)

一六 齊昭と幕府の對外天保令……………六七

齊昭意見幕府施設と反對(六七) 對外天保令(六七) 文化令に復す(六八) 但し

武備は嚴重(六八) 所謂る文化三年の觸(六九) 齊昭の抗議(六九) 打拂實行し得べきか(七〇) 齊昭打拂論の影響(七〇)

一七 齊昭の天保令反對意見……………七二

齊昭の絶對鎖國論(七一) 齊昭意見の開陳(七一) 北地ラッコ島奪はる(七二) 腐儒申上か(七三) 臆病を示す所以(七三) 盜賊押入の例(七三) 古來孤立の理由(七四) 幕府當局の迷惑(七四) 露國また拒絕すべし(七五)

一八 北邊の經營及び防備……………七五

齊昭の北地經營論(七六) 松前家再封の非難(七六) 松前家彈劾(七七) 齊昭の蝦夷對策(七八) 北狄強大(七八) 露國の禍(七九) 齊昭の志望(七九)

一九 齊昭の北地獲得運動……………八〇

齊昭の希望(八〇) 大久保忠貞に謀る(八〇) 水野忠邦に謀る(八一) 久しき間の希望(八一) 申立再三再四(八一) 右に對する忠邦の態度(八二) 藤田東湖の報告(八二) 幕府の思はく(八三) 空しく邪推を受く(八三)

二〇 齊昭と忠邦……………八四

### 第四章

#### 渡邊華山と高野長英

……………八九

#### 二一 渡邊高野の疑獄事件

……………八九

兩者の掛引(八四) 齊昭の在國願ひ(八四) 忠邦の齊昭敬遠(八五) 篠中下國願ひ許されず(八六) 東湖の忠邦觀(八六) 忠邦疑を晴らす(八六) 東湖の苦手(八七) 羽倉外記の觀察(八七) 齊昭また忠邦の人物を知る(八八)

天保改革前提(八九) モリソン號渡來の風説(八九) 評定所決議(九〇) 過去を未來と誤る風聞書(九〇) 疑獄の眞目的(九一) 疑獄の張本(九一) 鳥居江川の海邊巡察(九一) 兩人隙を生ず(九二) 江川下僚の製圖進呈(九二) 鳥居の憤激(九二)

註 鳥居耀藏と江川坦庵(徳川三百年史)……………九三

#### 二二 疑獄の真相

……………九四

無人島渡航の企て(九四) 一味の訴へ出で(九三) 先づ渡邊高野を犠牲とす(九六) 登の召喚(九六) 登取調(九六) 家宅搜索(九七) 長英の書(九七) 林述齋の憎み(九七) 疑獄原因明瞭(九八) 新舊思想の衝突(九八)

二三 無稽の罪案……………九九

長英自首(九九) 登の鞠問(九九) 全く覚えなき事(一〇〇) 對手側の答辯(一〇一) 全く面會もせぬ人(一〇二) 關係者は花井のみ(一〇二) 鞠問の方向一轉(一〇二) 真相看破(一〇二)

二四 松崎慊堂の救解文書(一)……………一〇三

識者の驚異(一〇三) 登の同情者(一〇三) 登の交道(一〇四) 松崎慊堂の救解(一〇四) 登の清廉(一〇五) 登の謙讓(一〇五) 登の孝行(一〇五) 登の忠義(一〇六) 登の執政ぶり(一〇七) 儀表的人格者(一〇七) 註 華山の洋學(三宅友信記華山先生略傳)……………一〇八

二五 松崎慊堂の救解文書(二)……………一〇九

主君以下の悲嘆(一〇九) 世上の愁嘆(一一〇) 一讒人の悪計(一一〇) 罪條變更(一一〇) 朝政諷刺の罪律なし(一一二) 聖人の世達四聰(一一二) 誹謗罪を構成せず(一一二) 水野一覽を豫則(一一三)

二六 松崎慊堂の救解文書(三)……………一一三

登の駄舌小言と慎機論(一一三) 花井の狡悪(一一四) 花井の誣言反坐(一一五) 花井罪案(一一六) 水野心證を動したるか(一一六) 忠邦覺書(一一七) 容易ならぬ曲者(一一七)

二七 罪案決定……………一一八

識者皆渡邊に同情(一一八) 藤田東湖の哀惜(一一八) 世人の同情(一一九) 登宣告文(一二〇) 英人モリソン(一二〇) 御政治批判(一二二) 泰山鳴動鼠一匹(一二二) 登慊堂に感激(一二三)

二八 事件の落著……………一二三

高野長英宣告文(一二三) 夢物語著述(一二三) 登長英の最期(一二四) 花井虎一處罰(一二四) 實否糾さず治定の趣申出(一二五) 其他の處分(一二六) 註 長英獄中の有様(鳥の鳴音)……………一二七

第五章 天保改革……………一二九

二九 三權臣の廢黜……………一二九

家齊將軍薨去(一二九) 家慶と忠邦との關係(一二九) 將軍閣老共に練達(一三〇) 忠邦の時勢看取(一三〇) 改革手初め(一三一) 水野美濃守(一三一) 美濃守の貶黜(一三二)

註 家齊晩年の驕奢(五月兩草紙)……………一三四

三〇 天下人心の驩迎……………一三四

三寵臣處分落首(一三四) 大奥の廓清(一三五) 中野碩翁の榮耀(一三五) 普物拵所の繁昌(一三五) 閑處野邊皆風流(一三五) 賊臣奸徒滅却(一三六) 人心歸趨の所(一三七) 運の目懸の川浪(一三八)

三一 最初の血祭……………一三九

當時の任官(一三九) 榮枯の一例(一四〇) 田口加賀等の免官(一四〇) 忠邦の先輩と同僚(一四一) 忠邦施政に邪魔物なし(一四二) 亦腹心股肱無し(一四三) 註 太田資始の退隱(燈前一睡夢)……………一四三

三二 水野の改革動機……………一四四

水野の時勢洞察力(一四四) 忠邦改革要綱(一四四) 忠邦の尊王志(一四五) 光

格天皇の寵親(一四五) 低頭天皇の筮を聴く(一四六) されど幕府中心主義(一四六) 幕府第一主義(一四六) 傳統的幕府支持者(一四七) 改革激成の理由(一四七)

三三 改革劈頭の諸布達……………一四八

布達本文(一四八) 自然御趣意取失ひ(一四八) 何事も正路第一(一四九) 徹底的實行の困難(一四九) 關東農民への布達(一五〇) 右布達趣旨(一五一) 永井大番頭免官(一五一) 大番頭一統へ布達(一五二) 萬石以上以下への布達(一五二) 儉約風行の普及(一五三)

三四 忠邦の封事……………一五三

忠邦の熱心(一五三) 役人常習の因循(一五四) 町奉行等の俗論(一五四) 俗論横行參修止まず(一五五) 挽回一洗を要す(一五五) 反對の聲また大(一五六) 奉行頭どもの因循苟且(一五六) 當時役人の心事(一五六) 烏頭大黃の激刺を要す(一五七) 忠邦の決心(一五七)

三五 改革風世上を一掃す……………一五八

是より法令雨下(一五八) 世上風靡儉素に向ふ(一五八) 川路獨り舊狀を改めず

〔一五九〕 世上の阿從を憎む〔一五九〕 川路の後懺〔一六〇〕 謹んで法令遵守  
〔一六〇〕 以て改革風の強きを知る〔一六一〕

三六 法令雨下……………一六一

細大漏さず〔一六一〕 参勤延引を禁ず〔一六二〕 網紀肅齊城中に及ぶ〔一六三〕  
兩番頭等へ申渡〔一六三〕 献上物手輕の觸〔一六三〕 鮮鯛代金納の事〔一六四〕  
遊藝禁止〔一六四〕 徹底的風行〔一六五〕

註 天保の御改革〔寐の夜のすさび〕……………一六五

三七 感應寺の破却……………一六七

腐敗日蓮宗の處分〔一六七〕 龍女お美尾の方〔一六八〕 女謁盛行〔一六八〕 感應  
寺住僧の不行跡〔一六九〕 宮女僧侶と共に姦姪〔一六九〕 一類處分〔一七〇〕、大  
奥政治の腐敗〔一七〇〕 感應寺興隆の話〔一七〇〕

三八 更に改革の法令……………一七一

一般奢侈の戒飭〔一七一〕 所持品改方〔一七二〕 從來法令との差〔一七二〕 農村  
戒飭〔一七三〕 農村困窮の因〔一七三〕 醫師戒飭〔一七四〕、注意社會政策に及ぶ  
〔一七四〕 百姓の奢侈を禁ず〔一七五〕

三九 問屋、仲買、株札組合の停止……………一七六

最重要改革の一〔一七六〕 問屋禁止布達本文〔一七六〕 菱垣樽荷物の解放〔一七  
七〕 廻送業者の怨嗟〔一七七〕 俳優劇場改革布達 一七七〕、狎言座引拂布達〔一  
七八〕 矢部定謙免官〔一七八〕 矢部島居共に人物〔一七九〕 問屋名儀の禁止〔一  
七九〕 十組外同様禁止 一八〇〕 買締の禁止〔一八〇〕 湯屋變結組合また禁止  
〔一八一〕 右布達の結果〔一八一〕

註 天保改革政令〔寛天見聞記〕……………一八一

第六章 澁川と後藤……………一八三

四〇 澁川六藏の建白……………一八三

六藏の學〔一八三〕 澁川島居の關係〔一八三〕 六藏建白本文〔一八四〕 因循最も  
恐るべし〔一八四〕 右筆衆の改良〔一八四〕 御勘定所人撰の事〔一八五〕 御直風  
諭の事〔一八六〕 縁邊役人の事〔一八六〕 官路洞開の事〔一八六〕 人才乏敷事  
〔一八六〕



四一 澁川六藏の建白(二)……………一八八

浮薄の徒多し(一八八) 賂遺盛行の弊(一八八) 清廉の士任用(一八九) 學問振起の事(一八九) 武備訓練の事(一九〇) 諸臣相和の事(一九一) 水野の意迎合の建白(一九二)

四二 澁川六藏の建白(三)……………一九二

代官其職に當らず(一九二) 奥羽荒涼の憂ひ(一九三) 四海困窮の語(一九三) 冗官淘汰の事(一九三) 金銀改惡物價騰貴の事(一九四) 對外時務の事(一九五) 緊切の一語(一九六) 改革黨進の因(一九六)

四三 後藤三右衛門の建白(一)……………一九七

澁川との相違(一九七) 直言の理由(一九七) 君を思ふは身を思ふ所以(一九七) 世評取次(一九七) 寛恕に乏し(一九八) 寛政改革との相違(一九九) 貶黜甚だしく人心不安(一九九) 諸人怨恨の恐れ(二〇〇) 後藤の痛言(二〇〇)

四四 後藤三右衛門の建白(二)……………二〇一

後藤澁川一致點(二〇二) 餘人のみ責るの難(二〇二) 苛察の誹り(二〇二) 尊

厚の情に乏し(二〇二) 市中商人の不景氣(二〇三) 分限者の恐懼(二〇三) 隱密徘徊(二〇四) 何れも輿論歎(二〇四)

註 水野越前守風説咄し(天言筆記)……………二〇五

四五 後藤三右衛門の建白(三)……………二〇五

程よく見切の諫(二〇五) 人情に違ふるの弊(二〇五) 音物の事(二〇七) 親族家臣引立の事(二〇七) 荒療治人命を失す(二〇八) 法に縛せらるゝの弊(二〇八) 惡評の弊(二〇九) 當局迷ひ傍觀者明か(二〇九) 惡評の根元(二一〇) 海舟の後藤評(二一〇)

四六 後藤と水野……………二一〇

又別の後藤建白(二一〇) 儉約趣意の行渡(二一一) 町方七步積金等差免の事(二一一) 祭禮入用等の事(二一一) 薩富の禁の事(二一一) 名目金貨附の事(二一二) 戲場取締(二一二) 御目付徘徊の事(二一二) 作事方等私曲(二一二) 附言(二一三) 右建白の結果(二一三) 忠邦の建白嘉納(二一四) 兩人共腹に物(二一四)

第七章 天保の對外政策……………二二六

四七 外船處置寛政度に復す……………二二六

種々の施設(二二六) 忠邦の知識見識(二二六) 時勢看取(二二七) 對外緩和(二二七) モリソン號來航の事(二二八) 閣老審議(二二八) 幸貫の説に決定(二二八) 幸貫主張の因(二二九) 寛政布達(二二九) 對外亦寛政復舊(二二〇) 註 眞田幸貫の大砲鑄造(外交志稿)……………二二〇

四八 天保の緩和令……………二二一

緩和命令(二二二) 時勢推移(二二二) 食料薪水給與(二二二) 但武備弛むべからず(二二三) 是當然の注意(二二三) 外船鐵砲打掛の際の取扱(二二三) 文化觸書の所因(二二三) 所謂る文化令(二二四) 總て復舊(二二四)

四九 煮え切らない對外施設……………二二五

和蘭甲比丹に諭(二二五) 外國に對する信義(二二六) 蘭學者意見一部實行(二二六) 異船出會はざる様布達(二二七) 異人親和の禁止(二二七) 是一種の消極的退嬰(二二八) 和船遠洋航海の禁止(二二八) 未だ充分覺醒せず(二二九) 一面寛永鎖國令の維持(二二九) 日本漂流人扱の事(二二九) 早々出帆せしむべし(二三〇) 煮え切らぬ對外策(二三〇) 精確瞭解なし(二三〇)

五〇 退嬰的緩和策と積極的鎖攘策(一)……………二三〇

踏出し第一步を誤る(二三一) 水戸齊昭の積極論(二三一) 齊昭意見書草案(二三一) 大艦主義閣老拒否の辯(二三一) 閣老拒否の理由(二三一) 打拂御止めを難す(二三二) 大艦三家除外例の要求(二三三) 幕府に大艦建造を欲す(二三四)

五一 退嬰的緩和策と積極的鎖攘策(二)……………二三五

刻下の危急の豫測(二三五) 更に除外例要請(二三六) 大城の位置考慮(二三六) 外患防禦大銃大船に決す(二三六) 武は便義に資す(二三七) 船形之事(二三七) 結語(二三八) 提出後の豫想(二三八) 齊昭忠邦配合(二三九)

第八章 高島秋帆……………二四〇

五二 洋兵の開基高島秋帆……………二四〇

秋帆の功(二四〇) 天保度の諸藩武備(二四〇) 兵式改革の先鞭(二四一) 秋帆の生立(二四一) 西洋火技學習動機(二四一) 秋帆火技の師(二四二) 自ら新兵

器購入(二四二) 入門者多し(二四三) 水陸實地演習(二四三)

註 秋帆の功績(徳川三百年史)……………二四四

五三 高島秋帆砲術改正の意見書(一)……………二四四

英清戦争(二四四) 意見書提出(二四五) 其の本文(二四五) 西洋砲術の一變  
(二四六) 唐國敗亡の因(二四六) 唐國砲術兒戯に等し(二四六) 日本砲術の幼  
稚(二四七) 護國の術却て招侮(二四七) 砲術未熟の結果の恐れ(二四八)

五四 高島秋帆砲術改正の意見書(二)……………二四九

長崎に於ける秋帆立場(二四九) 彼是比較(二五〇) 在來砲術の缺點(二五〇)  
新兵器の推薦(二五一) 長崎表備の事(二五一) 右要領(二五二)

五五 鳥居忠耀の反對意見……………二五三

幕閣評定(二五三) 鳥居耀蔵答申(二五三) 蘭學憎みの一徹心(二五四) 意見書  
却下すべし(二五五) 鳥居編小の見(二五六) 器械取寄方建言(二五六) 幕府要  
路の士の頑冥(二五七)

五六 江川英龍の鳥居意見書に對する駁論……………二五七

二思想代表者の争ひ(二五七) 江川の駁論(二五八) 鳥居の自家撞著(二五八)  
智略の運用方(二五九) 紙上の空論(二五九) 地役人指揮の事(二六〇) 差別的  
見解者の陋(二六〇) 外國物必しも好奇ならず(二六一) 探長補短の要(二六一)

五七 徳丸原の實地演習……………二六一

意見の若干は聽納(二六二) 秋帆與力格取立(二六二) 江戸招致(二六二) 江川  
英龍入門(二六三) 秋帆出府實演(二六四) 井上左太夫の非難(二六四) 江川英龍  
の辯駁(二六五)

註 高島四郎太夫火業打試之儀に付申上候書付  
井上左太夫(陸軍歴史)……………二六六

### 第九章 高島秋帆の失脚……………二六八

五八 江川幕命を受け高島の術を皆傳す……………二六八

秋帆賞賜(二六八) 砲術傳授の事(二六九) 對外策の進歩一證(二七〇) されど  
尙傳統策の繼承(二七〇) 秋帆の術を江川に傳ふ(二七〇) 江川の免許皆傳(二  
七一) 江川の功績(二七二)

註 秋帆其術を江川太郎左衛門に傳へんとす

〔陸軍歴史所載 江川氏秘記〕

五九 高島流の普及 ..... 二七二

秋帆砲術の解放(二七三) 幕議大變(二七四) 江川の術亦解放(二七四) 江川門下に有志輻湊(二七六) 江川兵制改革に銳意(二七六) 一大危禍(二七六) 鳥居の腹黒(二七七)

六〇 高島秋帆の罹難(一) ..... 二七七

秋帆揚屋入(二七八) 淺五郎同役預け(二七八) 秋帆吟味の趣旨(二七九) 密賣人清左田奔事件露顯(二八〇) 唐通事徳太郎賄賂の事(二八〇) 事前に昇進を漏らす(二八〇) 毛を吹いて疵を求む(二八一) 事前漏洩の釋明(二八二) 目的高島を罪するにあり(二八三)

六一 高島秋帆の罹難(二) ..... 二八三

秋帆の家宅搜索(二八三) 町年寄共へ申渡(二八四) 取上銃砲の始末(二八四) 囚人駕籠取立風評(二八五) 秋帆所持品の事(二八五) 敢て奢侈にもあらず(二八六) 秋帆縮手(二八七)

六二 高島秋帆の罹難(三) ..... 二八七

秋帆家族日用金の事(二八七) 秋帆家族家來の逼迫(二八八) 秋帆得罪の眞因(二八八) 得罪顛末(二八九) 本庄辰助讒訴(二八九) 江川の援助を求む(二九〇) 美服患人指(二九一)

六三 高島冤罪の禍因(一) ..... 二九一

只名望高きが故(二九一) 構陷張本人(二九二) 茂平次の一計(二九二) 茂平次の秋帆煽揚(二九三) 立身取成を説く(二九三) 賄賂擄取の計(二九四) 秋帆の賄賂(二九四) 茂平次福田に奔る(二九四) 福田の高島嫉妬(二九四) 兩姦結托(二九五)

註 本庄茂平次の惡計〔高嶋秋帆先生追遠法會記事所載三上參次氏講演〕 ..... 二九五

六四 鳥居高島を審問する ..... 二九七

鳥居陷罪に強む(二九七) 秋帆江戸引致(二九八) 本庄羅織の事柄(二九八) 秋帆罪案(二九八) 居宅構築の事(二九九) 秋帆答辯(二九九) 罪狀一もなし(三〇〇)

〇〇〕毛を吹き紙を求む(三〇〇) 秋帆の同情者(三〇〇) 罪案決定の遅延(三〇一)

第十章 鳥居と澁川

六五 水野の三羽鳥

水野腹心に乏し(三〇二) 水野を誤る者(三〇二) 鳥居の父(三〇三) 鳥居の人  
物(三〇三) 天性の酷吏(三〇三) 妖怪と稱せらる(三〇四) 水野と一點契合  
(三〇四) 事件製造の名人(三〇五) 立場異なる者の迷惑(三〇五)

註 耀甲斐の話(天言筆記) 三〇六

六六 澁川六藏の蘭學取締意見(一) 三〇七

六藏の家格(三〇七) 水野に譲らる(三〇七) 鳥居と結託(三〇八) 進歩阻止に  
傾く(三〇八) 蘭學取締意見本文(三〇八) 和蘭風説書取締(三〇九) 蘭書取締  
の事(三一〇) 諸大名家來蘭學の事(三一〇) 建議動機如何(三一〇)

六七 澁川六藏の蘭學取締意見(二) 三一

保守派迎合か(三一) 無用器物風景板行物類の取締(三一) 蘭學禁止の無益  
(三一) 儒家偏見(三一) 保守派の手先(三一) 工夫新案の取締(三一)  
蘭字服用者の制裁(三一) 反譯書流布禁止の事(三一) 取締速行を求む(三  
一四)

註 蘭科醫書彫刻之儀に付申上候書付 鳥居甲斐  
守(追加市中取締集) 三一五

六八 澁川六藏の改革促進の意見書 三一七

亦天保改革に賛成(三一七) 浮説防止の法(三一七) 今一變を要す(三一八) 過  
失搜索の姦黨(三一九) 反對氣<sup>ヲ</sup>換頭<sup>シ</sup>徴(三二〇) 五分の成功(三二〇) 目付  
人撰の事(三二〇) 奥向女巾整理の事(三二一)

註 天保十三年末の状況(浮世の有様) 三二二

六九 澁川六藏の海防に關する姑息論 三二三

家康遺訓の引用(三二三) 海防の事(三二三) 澁川の謬見(三二四) 船舶製造の  
事(三二五) 文武は根本海防は枝葉(三二五) 異船恐るゝに足らず(三二六) 澁  
川意見の影響(三二六)

七〇 風俗及び官紀 ……………三二七

芝居の害(三二七) 芝居制禁の説(三二七) 江戸芝居座移轉(三二八) 猿若町新設(三二八) 奥表坊主取締の事(三二八) 奥表坊主共の害(三二九) 儒醫後嗣者半高の事(三二九) 小普請高漸減の事(三三〇) 小普請の愚昧惰弱(三三〇) 無用役所の合同論(三三〇) 餘り細微に入る(三三一)

七一 民政及び財政 ……………三三二

勘定所改正(三三二) 苛款請求の事(三三二) 其の實例(三三三) 貨幣改革意見(三三四) 貨幣現在の狀(三三四) 其の歴史的考察(三三五) 金銀座取拂意見(三三五) 改革即行の論(三三六) 議論頗る痛快(三三六)

第十一章 印旛沼開鑿と後藤 ……………三三八

七二 後藤三右衛門の出身 ……………三三八

後藤家柄(三三八) 三右衛門の出生(三三八) 三右衛門の權門出入(三三八) それれく建白(三三九) 水野の後藤感獎(三三九) 事功を建てさせんとす(三三九)

鹿島郡新川沼堀割の事(三四〇) 右の結果(三四一)

七三 後藤三右衛門と印旛沼(一) ……………三四二

印旛沼開鑿の事(三四二) 三右の意見(三四二) 從來の印旛沼開疏目論見(三四三) 私智を以て自然を奪ふ(三四四) 三右の實施意見(三四四) 禹王治水に擬せん(三四五) 思ふ坪に引込まん(三四五)

註 報徳先生印旛沼堀割見分の命を受く(報徳記) ……………三四五

七四 後藤三右衛門と印旛沼(二) ……………三四七

開鑿財源の論(三四七) 新錢鑄造の議(三四七) 天保錢吹立(三四八) 百文錢目方に對する辯(三四八) 第二段の策推舉(三四九) 第二策の困難(三四九) 負荷の餘力無し(三五〇) 格式昇進の願(三五〇)

七五 印旛沼開鑿の動機 ……………三五一

天保十四年の多事(三五一) 印旛沼疏水(三五二) 封地轉換(三五二) 封地轉換令停止(三五三) 重要二大事件(三五三) 識者の印旛沼開鑿見(三五四) 佐藤信淵の見(三五四) 水野思立の因(三五五) 水野の對外智識(三五五) 印旛沼疏鑿着手(三五六)

七六 水野の進退と印旛沼開鑿の成敗……………三五六

鹿島堀割地の實地巡檢(三五六) 印旛沼實地巡檢(三五七) 掛官吏及び手傳任命(三五七) 水野罷免(三五八) 篠田藤四郎召放(三五八) 御手傳御免(三五九) 其他の罷免(三五九) 開鑿工事の狀(三五九) 残工僅かに二三分(三六〇) 信淵の開鑿利益論(三六〇)

註 印旛沼堀割工事(續泰平年表)……………三六一

第十二章 封土轉換問題……………三六三

七七 封土轉換の發令(一)……………三六三

江戸大阪近傍直轄(三六三) 右の目的(三六三) 其の發令(三六三) 私領高免(三六四) 私領利潤の專斷を戒しむ(三六五) 江戸大阪最寄上知(三六五) 公領瘠薄(三六六) 公私免合の均準(三六六) 水野の熱慮(三六六)

七八 封土轉換の發令(二)……………三六七

當局自ら願出の宣言(三六七) 土井利位の腹非面従(三六八) 再三願出漸く許容

(三六八) 飛地の整理(三六九) 整理によりて困るもの(三六九) 若年寄側衆等の願出(三七〇) 報恩一端(三七〇) 厲行申達(三七〇) 代知藏米に引替へ(三七〇) 御金被下(三七一)

七九 反對の氣運漲る……………三七一

實行の困難(三七一) 反對者の張本(三七二) 土井利位の當惑(三七二) 上知反對の面々(三七三) 上地一條大變(三七三) 澁川上書(三七四) 姦曲の者兩三人(三七五) 邪臣貶逐の事(三七六) 姦臣連々(三七六)

八〇 上知に關する兩派の策動……………三七七

悦服者殆ど皆無(三七七) 政見上の反對派(三七八) 忠邦の政友(三七八) 反對面々(三七九) 反對派取扱(三七九) 鳥居の策謀(三八〇) 暗中飛躍の争ひ(三八〇)

第十三章 水野忠邦の失脚……………三八二

八一 水野鳥居の對策……………三八二

暗闘益々猛烈(三八二) 鳥居石川に調査を求む(三八二) 鳥居焦燥(三八三) 反對者を倒さんとす(三八四) 忠邦急速將軍謁見を請ふ(三八四) 御側衆の斷り(三八四) 城中將軍居室(三八四) 休息の間罷出禁止の理由(三八五) 忠邦強ひて謁見(三八五)

八二 將軍家慶と閣老水野忠邦……………三八七

敵大奥に生ず(三八六) 全力を改革に盡す(三八七) 勝海舟の讚(三八七) 將軍日光紅參の再興(三八七) 將軍より賞賜(三八八) 水野の名譽(三八八) されど死刑宣告に同じ(三八八) 嫩薑芽一件(三八九) 離間策の構成(三八九) 新生姜賣買の許可(三九〇) 家慶水野の關係變化(三九〇)

註 日光山のなかぬ名鳥(天言社記)……………三九一

八三 鳥居忠耀の反覆……………三九一

紀州家の反對(三九一) 三家例外の策(三九二) 鳥居の一策(三九二) 例外説に反對(三九三) 反對の眞理田(三九三) 鳥居の方向轉換(三九四) 鳥居の攻道具(三九四)

八四 水野忠邦の免職……………三九五

小姓中山の自殺(三九五) 將軍意志變更の時期(三九六) 忠邦の病氣引籠(三九六) 實病か虚病か(三九七) 井上勘定奉行等の免職(三九七) 水野に吉兆ならず(三九八) 上知沙汰止み(三九八) 水野致命傷(三九八) 水野召出(三九九) 水野罷免(四〇〇)

註 水野越前守の罷免(五月兩草紙)……………四〇一

八五 水野同志者に賣らる……………四〇二

罷免近因(四〇二) 水野九斃したる力(四〇二) 上知一件と水野屬僚(四〇三) 鳥居等の票計(四〇三) 其の一證(四〇四) 政敵以上の票策(四〇四) 水野に殉したる者(四〇五)

八六 後藤三右衛門堀親密へ進言す……………四〇六

三右衛門の態度(四〇六) 水野失脚を祝福(四〇六) 堀進退に關する意見(四〇七) 自己推薦(四〇八) 妬臣貶黜の進言(四〇九) 鳥居將來の事(四〇九) 鳥居罪惡(四一〇) 所謂向天の唾(四一一)

註 三右衛門呈書の評(燈前一睡夢)……………四一一

八七 水野の失脚驩迎せらる……………四一二



世人の水野に對する觀察(四二二) 水野邸に暴行(四一三) 水野譴責申渡書と傳ふる者(四一四) 不審の趣(四一四) 世評を知る(四一六)

八八 水野忠邦に對する公評……………四一七

川路聖謨の水野評(四一七) 羽倉外記の讚評(四一八) 羽倉水野の關係(四一八) 勝海舟の水野觀(四一八) 水野の功(四一九) 水野の手腕(四一九) 忠邦失敗の因由(四二〇)

註 水野越前の美談〔木村芥舟著燭篋記〕……………四二二

第十四章 水戸齊昭と水野忠邦……………四二三

八九 水戸齊昭と幕府閣老……………四二三

齊昭の敬遠(四二三) 齊昭忠邦一致點(四二三) 齊昭の改革要項(四二四) 幕府の改革は水戸模倣(四二四) 忠邦の齊昭に對する態度(四二五) 登美宮歸藩不許可對策(四二五) 御慰め差置一策(四二五) 君公參府第二策(四二六)

九〇 齊昭と水戸及び江戸……………四二七

齊昭爲反對者(四二七) 藩中齊昭歸國に反對者(四二七) 齊昭強て歸藩(四二九) 在藩延期願(四二九) 幕府の在藩命令(四三〇) 齊昭出府運動(四三〇) 異常の事實(四三〇)

九一 齊昭將軍より賞賜せらる……………四三一

齊昭の在府運動(四三一) 裏面運動を策す(四三二) 將軍の齊昭賞賜(四三二) 滯府不許可(四三二) 其の理由如何(四三三) 將軍賞賜の事(四三三) 忠邦手記の御意書(四三四) 藤田東湖の御意書記(四三四) 意外の文責(四三五)

九二 水戸齊昭と水野忠邦との對話……………四三五

齊昭忠邦軋轢の因由(四三五) 兩人對話(四三五) 公邊德義消失(四三六) 早く御下り(四三七) 俗吏の風習(四三七) 政治は活物(四三八) 忠邦施政の評(四三八) 齊昭隱退を求む(四三九)

第十五章 水戸の財政……………四四〇

九三 財政困難は水戸の痼疾……………四四〇

齊昭歸國(四四〇) 水野齊昭を叛人とせず(四四一) 齊昭の調子乗り過ぎ(四四一)  
 一) 水戸家(癩疾(四四一) 歳入年々減少(四四二) 新政江戸仕掛(四四三)  
 馬市(四四三) 博奕場公開(四四三) 妓樓料理屋續出(四四四) 子女藝妓を眞似す(四四四) 幕府禁止(四四五)

註 水戸の窮乏(水戸史談庄司健齋君物語)…………… 四四五

九四 齊昭以前の水戸財政…………… 四四六

癩疾依然(四四六) 頼母子講の失敗(四四六) 經濟的改革成る(四四七) 武公時代の整理(四四七) 哀公時代の財政(四四八) 峰姫夫人御化粧料(四四八) 水戸藩歳入(四四九) 財政窮乏の理由(四四九)

九五 齊昭時代の財政…………… 四五〇

窮乏切抜一策(四五〇) 北地獲得運動の一因(四五〇) 黨議一因亦財政にあり(四五一) 烈公新政の缺點(四五二) 財政容易に恢復せず(四五三) 齊昭の格式賣買(四五四) 積極政策施行の一因(四五四)

第十六章 結城と藤田…………… 四六六

九六 結城藤田の對立…………… 四五六

齊昭の藤田派重用(四五六) 結城寅壽(四五六) 齊昭の寅壽愛信(四五七) 寅壽東湖の上に立つ(四五八) 寅壽黨出現(四五八) 寅壽執政となる(四五八) 寅壽との個人的對抗者(四五九) 兩派對立相下らず(四五九)

註 結城藤田兩派(水戸藩黨争始末)…………… 四六〇

九七 藤田の齊昭に上る意見書(一)…………… 四六一

衝突表面に暴露(四六一) 藤田の辭職申出(四六一) 齊昭の諭書に對する答(四六二) 寢耳に水の今井轉任(四六二) 右要領(四六三) 今井故なき轉任を惜む(四六四) 右意見書の目的(四六四)

九八 藤田の齊昭に上る意見書(二)…………… 四六五

今井轉任不可論(四六五) 権柄家老に歸する一因(四六六) 今井の性質人物(四六六) 寺社に及ぼす影響面白からず(四六七) 藤田の不平(四六七) 奥右筆位は相談ありたし(四六八) 戸田の消極(四六九)

九九 藤田の齊昭に上る意見書(三)…………… 四七〇

寅壽彈劾に入る(四七〇) 寅壽は公邊の越前守(四七一) 寅壽の近親推舉(四七一)  
 一) 今井推舉の事(四七二) 曰はんと欲して曰はず(四七三) 英臣の人物(四七三)  
 三) 辭職の辯(四七四) 兩派軋轢露骨となる(四七五)

### 第十七章 齊昭遭厄の事情

#### 一〇〇 齊昭と寺院

政治家の東門(四七六) 寺鐘鑄潰大砲鑄造(四七六) 濡佛鑄潰しの事(四七七)  
 光臺寺濡佛の事(四七八) 戸田嘆願(四七八) 遂に戸田説を聴かず(四七九) 寅壽眞意(四七九) 寺院破却著手(四七九)

註 水戸烈公之鑄砲(列公行實)

#### 一〇一 齊昭の排佛物議を醸す

藤田門を杜けて出でず(四八一) 今井等公の懇命を傳ふ(四八一) 藤田遂に出づ(四八二) 寺院淘汰の進行(四八二) 僧侶の譏説(四八三) 鳥居甲斐の惡計(四八四)

#### 一〇二 幕府よりの詰問應答

幕府の猜忌(四八五) 中山備後守尋問(四八五) 水藩答辯書(四八六) 御宮儒道にて奉祀(四八六) 財政遺縁の事(四八六) 松前内願の事(四八七) 鑄錢内談始末(四八八) 弘道館土手の事(四八八) 浪人召抱の事(四八八) 鐵砲揃打の事(四八八) 寺院破却の事(四八九)

#### 一〇三 齊昭江戸に招致せらる

招致の命決す(四九〇) 齊昭在國の因由(四九〇) 五六年賜暇(四九一) 中興上議(四九二) 寺院整理(四九二) 群議鼎沸(四九三) 武備を講ず(四九四) 水戸發程(四九四) 齊昭申分(四九四)

#### 一〇四 齊昭隱居謹慎を命ぜらる

齊昭の覺悟(四九五) 幕使臨邸罪を傳ふ(四九六) 世子襲封の命(四九七) 幕命の本文(四九八) 水戸三支藩への命(四九八) 東湖以下皆罪を得(四九九) 轉變無限(四九九)

註 齊昭の罪を得し原因の一説(燈前一睡夢)

一〇五 齊昭遭厄に関する藤田東湖の意見……………五〇一  
 寅壽惡計といふ一説(五〇一) 寅壽咎に泄れたる天幸(五〇二) 僧侶等の隠謀か  
 「五〇二」 寅壽疑はれの一因(五〇三) 水戸亦手順相違あり(五〇三) 幕閣の變  
 更(五〇四) 嫌疑を受けし行動(五〇四)

一〇六 齊昭遭厄に関する第三者の意見……………五〇五  
 世論の傾向(五〇五) 僧徒の京都内訌(五〇五) 鹽田隨齋の挿話(五〇六) 勝海  
 舟の評(五〇六) 重なる原因は佛寺破却(五〇七) 不得已の譴責(五〇八)

一〇七 幕府の改革と水戸の改革……………五〇九  
 改革動機(五〇九) 對外施設(五〇九) 財政困難(五〇九) 失敗の原因(五〇九)  
 大奥の魔手(五一〇) 幕府歳出入(五一二) 改革著手の當然(五一二) 齊昭忠邦  
 の一致點(五一三)

年表並人物概覽……………一九  
 其一年表……………一九

索引

其二 人物概覽……………一〇—三六

索引……………一一—〇

挿入繪圖

一 徳川齊昭畫像……………卷首

一 水野忠邦自筆覺書之一部(四)水野忠邦の性行……………一五

一 渡邊寧山畫像(二二)渡邊高野の疑獄事件……………八九

一 高野長英畫像(二八)事件の落著……………一二三

一 高島秋帆徳丸原演武之圖(五七)徳丸原の實地演習……………二六二

近世日本 國民史 天保改革篇

蘇峰學人

第壹章 水野忠邦



二 天保度に於ける徳川幕府

大正十五年八月十日、大森山王草堂の秋窓に於て、書き始む。時に曉烟模糊、蟬聲水の如し。

一 弛一張 徳川幕府には、其の紀綱の弛び、或は瓦解し、或は瓦解に瀕せんとする場合に、

第一章 一 天保度に於ける徳川幕府

所謂の寛政刷新

必らず之を緊肅し、其の身代を立て直す者が出来た。四代家綱の時には、政權が將軍の手から、年寄共に移りつゝあつたが、五代綱吉館林より入りて、其の相續者となるに至りて、將軍の親政となり、大いに其の威信を天下に示した。五代の末から、六代家宣、七代家繼にかけては、幕政萎靡、殆んど振はざらんとした。然も八代吉宗、紀州より入りて千代田城の主となるや、徳川幕府は、茲に中興の英主を得た。

九代家重の晩年から十代家治の時代は、所謂田沼時代にて、若し此儘にて推移せば、幕府の瓦解は、殆んど久しきを待つ可きではなかつた。然るに家齊が一橋より入りて、第十一代將軍となるや、松平定信出で來り、所謂寛政の刷新改革を見るに至り、幕府の内外に臨む位置は、頗る鞏固となつて來た。然も家齊の晩年は、將軍の威權は、頗る赫灼であつたが、其の内輪は、士氣衰へ、財政困乏し、驕泰、懦弱、蕩恣の氣分は、殆んど幕府及び其の旗本を中心として、全國に漂ふに至つた。

重大問題の發生

對京都對外問題

兩問題の發展

徳川氏の中期、少くとも元祿時代までは、若し幕府に危機ありとせば、それは幕府自身の問題にして、必らずしも他に問題は無つた。全く無かつたとも斷言し難きが、然も問題として取扱ふ程の重大問題ではなかつた。されど寛政以後に至りては、幕府自身の存立問題以外、少くとも二個の重大問題は、發生し來つた。若し發生の二字が不適當ならば、或は擡頭し來つたと云ふを允當とする。

二個の重大問題とは、云ふ迄もなく、一は對京都の問題、他は對外國の問題だ。此の問題は、徳川幕府の開祖家康時代から固有のものだ。然も家康から三代家光に至る迄、種々の作略、魂膽もて、此の二大問題を密封し去つた。即ち之を世間の視聽の外に片附けた。即ち鎖國令を厲行して、外國を日本に寄せ附けず。幕府を現實の政府として京都を全く政治の外に絶縁せしめた。

然も元祿以後に至りては、所謂勤王思想は、學問の奨励と共に、鼓吹せられた。而して對外國關係は、我より彼を絶つても、彼より我に來るの勢を馴致した。家重、家治の寶曆、明和時代に於ける、竹内式部、山縣大貳事件の如きは、

勤王思想の、殆んど具體化せんとするものであつた。而してそれが寛政度に至り、京都に對しては尊號事件の折衝となり、海外に對しては、露人の我が北境出沒となつた。

幕府自體の腐敗

徳川幕府の創立者、若しくは準創立者とも云ふ可き人々によりて、密封せられたる二個の大禁物—徳川幕府に取りて—は、何時の間にやら世間に顔を出し來つた。而して弱り目に祟り目で、斯る時代に、徳川幕府自身は、他の攻撃を被る迄もなく、殆んど其の存立を覺束なくする迄に、腐敗し來つた。

幕府内實の危機

以上が家齊晩年の大勢だ。天下は泰平だ、江戸は未曾有の大繁昌だ。徳川將軍家は子孫蕃殖、萬々歳だ。然も此れは是れ外形だ。其の内實は、一髮千鈞を引くの危機だ。斯る時代に於て、政を爲さんとせば、如何なる經綸を要す可き。若し此の儘に推移せん乎。是れ孤舟に棹して、大瀑布の口に近くものだ。舟は木葉の如く、瀧壺に落ち込むの他はあるまい。水野忠邦は果して此の如く明白に時勢を看破したる乎、否乎を詳かにしない。されど彼は徳川幕府の病が、

既に内臓を犯しつゝ、あるに氣付いた。而して彼は其の全心全力を傾けて、之を療治せんと試みた。彼の事業は、蹉跎したるも、其の心事は、大いに諒とす可きものがある。

### 【三】 水野忠邦の概歴

人と勢

事を催はすは、勢にあり、事を成すは人にあり。苟も其人無ければ、如何に勢が動くも、其事成らず。縱令其人有るも、其勢ひ生ぜざれば、其事行ひ難し。人と勢と相ひ俟つて而して後其の事業は成就す。此れが世の中の常である。天保末期の改革の如きも、亦た此の次第を繰り返したるに過ぎない。時勢は既に改革の必要に迫つた。而して之を看取して、其局に當つたものは、實に水野越前守忠邦であつた。されば吾人は先づ水野其人に就て、少しく觀

者勢の看取

忠邦の立身

察する必要がある。今ま彼の家譜に就て記すれば、彼は水野和泉守忠光の次男にて、寛政六年甲寅六月二十三日、江戸西久保邸に生れた。文化四年丁卯八月十五日、初めて將軍家齊、及び世子家慶に謁見し、十二月十六日從五位下に叙せられ、式部少輔に任じた。文化八年十二月、酒井忠進の女を娶つた。九年壬申八月五日、封を襲ぎ、唐津六萬石の城主となつた。翌日更らに和泉守に轉じ、同月十五日初めて就封の暇を賜うた。

文化十二年乙亥十一月十二日、奏者御番と爲り、十四年丁丑九月十日、兼寺社奉行と爲り、翌日左近將監に轉じ、同月十四日、唐津城を轉じ、更らに遠江濱松城六萬石を賜つた。文政八年乙酉五月十五日、大阪城代となり、從四位下に叙し、九年丙戌十一月廿三日、京都所司代と爲り、侍從に任じ、越前守に轉じ、十一年戊子十一月廿二日、西丸老中と爲り、兼て家祥公(家慶の子)の傅となつた。家祥は後に家定と改名した。

濱松轉封前後

後年の経歴

天保五年甲午三月朔、轉じて本丸老中と爲り、八年丁酉三月廿七日、天下の會計を總ぶ、之を御勝手御用掛と謂ふ。十年乙亥三月十八日、其の居恒職に勤め、且つ西城工役を總督するの勞を賞し、一萬石を増封し、前に並せて七萬石を食む。十四年癸卯閏九月十三日、會計の過誤を以て、職を免ず。十五年(弘化元年)甲辰六月廿一日、再び老中上座と爲る。弘化二年乙巳二月廿二日、病を以て辭した。而して九月二日、追答して加封一萬石、及び元地一萬石を削られ、隱居蟄塞した。嘉永四年辛亥二月十五日宥免、十六日三田邸に逝いた。享年五十八。(五揚録)

松平定信との比較

以上は唯だ乾燥なる彼の官歴を擧げたるに過ぎない。されど彼の一世の波瀾は、此中に於て、仔細に看取せねばならない。彼は決して他力に致されて、其の一生を送つたものではなかつた。彼は自から志を立て、其の成さんと欲する所を成した。彼の一生は、決して行雲流水の生涯ではなかつた。彼は幾多の難關を排除して、我が初一念を徹底せんと心掛けた。乃ち此の一點に於ては、彼



は松平越中守定信と、其揆を一にしたものといはれないこともない。但だ其の一生の乗除に於て、定信は明哲保身の道を全うし、忠邦は衆怨群謗の中心となりて、其身を失はざる迄も、廢黜以て晩年を送つた。是れ兩者其の性格の、同じからざるものあつたが爲めとは云へ、忠邦の爲めに、亦た悲しむ可きものがある。

材 一個の人

彼の廢黜したる弘化二年は、五十二歳、而して彼の死したる嘉永四年は五十八歳だ。彼は尙ほ有用の材を懷いて、廢し且つ逝いた。是れ彼の爲めに惜しむ可きのみならず、幕府に取りて、實に其の人材を失うた譯だ。彼の功罪、彼の政治の得失、彼の人物の評論等は、尙ほ後に詳かに記す可きであるが、兎に角彼は少くとも其の印象を、時代に留めた一個の政治家であつた。而して彼や決して碌々として世と浮沈し、唯だ風を見て帆を張り、潮に乗じて舟を行き、一生も多分に漏れず、世と推移して、一身の榮達を事とする徒に比すれば、如何に其の缺點は多大であるとも、實に一個の人物として、取り扱ふ可き價值ある、

一男兒と云はねばならぬ。乃ち幕府の末期に、彼が如き政治家の在つたのは、寧ろ幕府の誇りとせねばならぬ。

### 【三】 水野の家柄

徳川氏との關係

先 忠邦の祖

本來水野家は、徳川氏の譜代であるが、其中にも縁故尤も淺からぬ家柄だ。そは家康の母傳通院殿の生家であるからだ。水野忠政の女松平廣忠に嫁して、家康を生んだ。忠政の嫡子信元、其の次男忠重、而して越前守忠邦の家は、忠政の四男忠守に出づ。忠守は傳通院の兄だ。忠守の子忠元、水野監物と稱す、家康の命をもて秀忠に近侍し、家康の駿府に老るや、屢ば江戸駿府の間を往來して、其の使命を果した。而して大阪の役には戦功あり、下總山川城主として三萬石を食み、後執政となり、更らに五千石

忠善の人

を加封せらる。忠元の子忠善、三河岡崎に轉封せられ、五萬石を食む。常に謂ふ、岡崎は關東の咽喉、而して尾州の衝に當る、以て備へざる可らず。嘗て尾侯屢ば兵を閲し、城郭を修繕すと聞き、人をして之を視はしむ、其の要領を得ず。乃ち鴉衣、箭笠以て行き、精馬を沿途に繋ぐ七所、縷もて湟塹を測る。尾侯適ま城樓に在り、之を下瞰し、侍臣に謂つて曰く、彼の水を測る者は常人に非る也。必らず岡崎の監物ならむ。急に逐ふて以て禽にせよと。公（忠善）候探路畢り、將さに還らんとす、願み見るに衆有り、己を逐ふ者の如し。乃ち繋ぐ所の馬に策て以て走る。竟に岡崎に達するを得たり。他日尾侯公（忠善）を江戸城に見る、謂て曰く、孤大師を驅り以て下らば、卿能く之を遇ん乎。答へて曰く、公をして西州三十三國の衆を率ひ以て來らしむるも、忠善之を遇むる必らず二十日せむ。以て關東の援を俟つに足らん。

〔五揚錄〕

忠善の子

忠善の子忠春、忠春の子忠盈、忠盈子なし、其弟忠之嗣ぐ。忠之執政に任じ、

忠邦の家

水野家富

忠邦の轉封

一萬石を加へられ、六萬石となる。其子忠輝、其子忠辰、忠辰一族平十郎守備の二男を養うて家を繼がしむ、之を忠任と云ふ。寶曆十二年九月晦日、肥前唐津城に移る。忠任子なし、松平但馬守宗恒が二男忠鼎を養うて嗣と爲す。其子實に忠光、忠光の子即ち忠邦だ。忠邦は文化九年十九歳にして家督を相續した。而して同十二年御奏者番となり、寺社奉行を兼たることは、既記の通りだ。（參照 二）元來肥前唐津の地たるや、其の公稱は六萬石だが、其の内實は廿六萬石と唱へられ、物成の收入夥だしく、何人も之を懇望せないものはない。然も唐津は長崎御固十八家の其一にして、他の諸役は御免なれば、其の利益も亦た少小ではない。されば水野家が唐津城主として、富み榮えたのに、何等の不思議はない。但だ長崎御固の大名は、假令其の家柄が閥老を勤む可きものであつたとしても御固を勤むるの故をもて、登用せざることが、徳川氏の慣例であつた。然るに忠邦は、一たび閥老に任じ、天下大政の要路に當らんと欲するの志禁じ難

大政變理の志望

く、遂に國替の事を、幕府に向て申請し、文化十四年九月十四日、遠州濱松六萬石に移封の沙汰あつた。此議の漏れ聞ゆるや、忠邦の老臣等は、交も其の不可を諫めたが、忠邦は六萬石の大名が、六萬石の知行を賜らんに、何の不足か申す可き。忠邦不肖なれども、水野の家に生れ、御外戚の家筋に列なり、御譜代の席に在り、既に御役を仰せ蒙る上は、家の先規に依り、あはれ一度は御加判の列となり、天下の政治を掌らんこそ、身の本望なれ。其爲にとて願ひ上げたる國替なるを、諫むるとは、忠邦に不忠を勸めんと趣意なるかと、説き諭して、一向に聞入るべき様子も無かりければ、老臣等も其旨に従うたと云ふことだ。〔福地源一郎著、水野閣老〕

濱松侯御送別

濱松侯近々御門出と聞えしかば、御末廣に鶴龜松竹を畫がかせて、「鶴も群れ龜も遊ぶや池水の千ひろのたけに相生の松」と詠進し、又文房所藏の鐵如意に紫の紐附て「武藏野のゆかり久しき紫を染て又見ん君が袴に」是は侍從濃紫の袴と聞かんに、七世の祖和泉守忠之朝臣、享保の初め執政と成せ給ふ、日出度舊例を含て詠進しける。又兩三陪駕の輩に小喜久紙を贈るとて、其の五文字を句の上にするて、無程榮旋のころを、「これもまた君をいばひの口すさみ歸り來まさん三とせへの間に」〔道聽塗説〕

〔四〕 水野忠邦の性行

比類少き傑物

松平定信景仰

水野忠邦は、其の長兄芳丸が夭した爲めに、生れながらにして、父忠光の嗣子となつた。然も彼は當時の大名には、殆んど多く比類を見ざる傑物であつた。而して其志の天下に在つたことは、既記の通りだ。〔参照 三〕

期する所は、定信の相業、若しくはより以上のものであつたに相違あるまい。忠邦初め松軒、後に菊園と號す。其爲人明敏、卓識、眼居深く、神彩人を射る。常に聳然端坐して、脇部を張り、机上に書を讀、文字を書するにも、傾き俯し玉ふことなし。これは容儀を修むるのみならず、心氣を調養する爲めなりと申されり。

剛烈の氣質を克己して、善く衆言を聴納し玉ふ。

幼若より經世の志あり。寛政の宿老松平樂翁定信を慕ひ、屢々就て資問

し、又た阿部備中守正精、酒井修理大夫忠進（忠邦の岳父）賢名あり、親昵の

交をなす。（遺老閑話）

是を以て彼の志の存する所を知る可し。

家督初めに志向教

家督の初め（文化九年、十九歳）自筆の條書を、家中に下し、風儀を正し、髮容を改ため、志向を教示す。（原註 此時男女共に自ら理髮し、就中女髮結の惡癖あるを以て、家中の出入を禁ぜられし。）（同上）

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

松平定信

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

水野忠邦

儒者國學  
の研究

之を見ても、彼が天保度の改革が、決して一朝一夕の出来心で、施行したものでなかつたことが判知る。

初年専ら儒書を學ばる。後所司代(文政九年十一月京都所司代となる、時に三十三歳)にて、上京の頃より國學に志ざし、詩歌を善す。曾て儀式、禮儀類典、諸家記録等博く抄輯し、朝儀部類の著述あり、大部にして、全備に至らず。

野泉帖

又京坂勤役中(文政八年五月大阪城代、翌年十一月京都所司代、十一年十一月西丸老中となる迄、足掛け四年)家臣田口朋儀、小田切敏をして、畿内諸社寺の古文書を徧く探索勾勒せしめ、野泉帖と名く。僅に座摩社の文書二冊上梓す。其餘は草本のまゝ、天保三年十月朔日、自火に焼失す。(同上)

頼杏坪と  
の交り

惟ふに此の野泉帖も、松平定信の集古十種の類と見る可きものであらう。其の大成を見るに及ばなかつたのは、惜しむ可しだ。彼が京都所司代たるの際、薬州より其姪頼襄を訪ひ來れる、頼杏坪を官邸に迎へ、偕に詩を賦した。

杏坪先生客ニ京師一邀以賦

雁魚相絶十餘年。豈料城陽賀靜便。五月官庭風樹下。醉中依舊聳吟肩。

此によりて見れば、彼が杏坪と舊交ある以て知る可し。

讀書を努む

閑老となり、殊に御勝手兼改革掛にて、多忙中も、讀書は怠らず、常に儒者、國學者を陪侍せしめ、毎夜子の刻今の零時に至らざれば、寢殿に入玉はず。曉は六時鶏鳴に起き、湯浴して正服、祠堂を拜し、朝餐畢て、理髮の際に、内外の諸用を聞、且命じ玉ふ事成規なりし。

志野遠大

或時漢の陳平傳を讀み、里中の社に肉を分つこと公平、父老これを善す。平曰く、吾をして天下に宰たるを得せしめば、亦この肉の如くならんといふに至り、君歎じて云く、今の閑老は、宰相の任なり、不才ながらも、此意は忘るべからずと、關防の印に里中社、又た遊印に割肉俎上の文字を彫せしめ、朝夕手に觸れ玉ひし。(同上)

以上によりて、略ぼ彼が如何なる人物であり、且つ如何なる志望を有したるかを知る可し。

【五】定信と忠邦との事功

官吏としての素養

三十歳にして、大名から一躍、老中上座に擢でられた松平定信に比すれば、水野忠邦は、官吏としての素養があつた。彼は文化十二月十一月には、御奏者を命せられ、十四年九月には、寺社奉行を兼ね、文政八年五月には、大阪御城代となり、同九年十一月には、京都所司代に轉じ、而して同十一年十一月には、西の丸老中となり、加判の列に入つた。時是れ三十五歳、血氣正さに剛なるの際であつた。而して天保五年三月には、愈よ御本丸老中に轉じた。當時四十一歳、雖は既に囊中に措かれた。

大藏長官  
を兼ね

宿老皆逝

大御所在  
世中

斯くて八年三月に至りては、御勝手掛を命せられた。即ち國務大臣にして、大藏長官を兼ねた譯だ。而して十年三月に至りて、一萬石を加増せられた。此れは西丸御炎上、御普請御用精勤の故であつた。即ち忠邦が本丸老中に轉ずる一月前だ。而して家齊の晩年に於て、賢相の名あつた老中、大久保忠貞は、天保八年三月に逝いた。而してその月に、忠邦が勝手掛となつたことは、既記の通りだ。

大御所在  
世中

改革の時  
機到來

將軍家齊は、天保七年九月、隱居して、其子家慶將軍職を襲いだが、然も大御所として、大政を總攬したから、彼の在世中は、將軍家慶も、將た其の補佐者も、如何に其の弊政を革新せんとするも、之に著手する能はなかつた。然るに天保十二年閏正月三十日、大御所家齊は、享年六十九歳、西丸にて逝いた。此に於てか改革の時機は、到來した。忠邦四十八歳、正さに是れ思慮、手腕兩ながら圓熟の時だ。單に時勢が、彼の手腕を要求したるのみでなく、彼

も亦た時勢の要求に乗じて、其の經綸を行はんとするの志、最も旺盛であつた。

所謂老幼  
練達

松平定信は三十歳にして就任した。大名として、其の封内の政治には、多少の經驗あるも、官吏としては、全くの白紙であつた。されど忠邦は文化十二年二十二歳、御奏者として出身以來、足掛け二十七年の官吏生活をなし、然も加判の列に在る足掛け十四年。老功と云へば、此上の老功はあるまい。練達と云へば、此上の練達はない。

慎重考慮  
の改革

定信も有心にして、相位に就き、忠邦も有心にして、相位に就いた。其の準備に於ては、兩者各々同じからざるも、彼等は恐らくは彼等の見る所に於て、其の最善を竭したものであらう。寛政の改革に就ては、既に之を語つた。(參照 松平定信時代) 然も天保の改革は、此れから語らねばならぬ。而して天保の改革が、決して一時の出來心でなく、當座の思附でなく、少くとも家齊の末期、數年の間に互りて、慎重に考慮せら

定信忠邦  
遠境の相

れ、計企せられ、用意せられたことは、決して疑を容れない。然も兩者の結果が、同一でなかつたのは、何故であつたらう。定信は田安宗武の子、八代將軍吉宗の孫であり、忠邦は徳川家外戚の家柄とは云へ、譜代大名の一人であり。定信の後楯には、尾、紀、水、の三親藩等あり。忠邦の後楯と見る可きものは、假令あつたにせよ、之に比す可き程の者は無かつた。而して定信には、其の同志の大名松平、信明、本多忠壽、戸田氏教などあつたが、忠邦には共に切磋琢磨する同僚が無かつた。而して定信の顧問には、柴栗山、林述齋、杯あつたが、忠邦には之に比す可き者無かつた。而して定信の用ひたる者には、比較的循吏多かつたが、水野の用ひたる者には、寧ろ酷吏の類が多かつた。

兩者時處  
如何へば

若し兩者をして、其時と地とを交へしめば、定信は果して天保度の改革に於て、忠邦の失廢を繰り返さなかつたであらう乎。忠邦は果して寛政度の改革に於て、定信の成功を收めたであらう乎。そは何人も解く可らざる謎題であらう。

### 忠邦の批評

天保の昔、南鍋町に風月堂といへる菓子商ありて、この家の娘すぐれて顔色容貌のうるはしきをもて、水野越前守この娘を養女として御本丸へ御奉公に出し、十二代公の寵妾と爲したり。ゆへに風月堂の主人も水野に親しく出入し、その手先と成て世上を物色して密告する事多かりし。奥向の事は、この女に探察させ、下々の事は、風月堂のあるじに偵知せしめし事多かりし。蹇同つれに有識者と談、此人に及ぶ毎に、稱して不世出の英傑、遠く遠かに白川侯の上に出るの人物とす。此人を敬し得ざるは、下手の馬乗りと同じく、鞍上不達者なれば、馬たゞちにこれを覺りて、平日他人の乗つて眞正の足を出す馬も、侮りて横著をかまへ、前脚など動かして土地を撥る眞似などして鞭をあつるも、かくを入るゝも事ともせず、實にいま／＼しきにくきもの也。(大谷木齋同著燈前一睡夢)



## 第二章 水戸齊昭

### 【六】水戸齊昭の擁立

水戸の改

水野忠邦天保度の改革に就き、其の先鞭を著けたのは、實に水戸に於ける改革だ。水戸烈公—齊昭—の國政改革は、必らずしも水野改革の模範と云ふ可きでなく又た先例と云ふ可きでない。されど少くとも水野の天保度の改革は、水戸の改革に、刺戟せられたことは争ひ難き事實であらう。假りに然らずとするも、略ぼ同一の目的をもて、舉行せられたものと見る可きであらう。されば天保度の改革を語るに先ち、水戸に於ける、改革を略叙する必要がある。

齊昭繼承の顛末

抑も水戸に於ける齊修即ち哀公の死に垂んとするや、繼嗣問題にて、騷動が持ち上らんとしたことは、既記の通りだ。(參照 雄藩篇、一〇四、一〇五) 今や先づ如何にして、齊修の弟、敬三郎—烈公—が、其の後を襲いだかと云ふ、顛末を

繼嗣問題に於ける

語るであらう。それには其事に直接關係した、藤田東湖の常陸帯が、尤も要領を得てゐる。

其頃大將軍家(家齊)には、公子數多ましましければ、尾張家、紀伊家を始として、越前家、國主、城主に至るまで、其繼嗣なき家々には、幕府の公子を賜はりて、代を嗣がしむるもの擧て數ふべからず。是が爲に其家格をすゝめ給ひ、祿をも増し給ふ類ありければ、大名の家老諸役人など、其利を貪りて、實は其家を嗣しむべき庶子庶弟のあるも、それをば癡疾などに事よせ、幕府の公子を養ひ奉らんと計る類、はたなきにしもあらず。…長月(九月)の中つかたより、誰いふともなく、公(齊修)の御病若しいゆべからざる御事もあらんには、清水殿文恭公(將軍家齊)の庶公子を養ひ參らせんとぞ聞えける。…今庶流連枝の家々に、威公(頼房)の血脈數多是あるのみならず、まのあたり御才徳人に勝れ、御所生も卑しからぬ敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理やある。是必心ねじけぬる有司原が、一つには敬三郎君

有志の論

の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ、身の榮花を求めんとて、斯こそ計るならめと、人皆憤を含み、世のさまを伺ひける。

此の如く水戸家には、其の藩主齊修の重患に際して、繼嗣問題に就て、兩派出で來つた。當局の門閥者流は、概して將軍の庶子を養子とするに傾き、有志者の面々は、齊修の弟、敬三郎を擁立せんことを希望した。而して當時江戸に於ける同志者の一人根本伸徳が、水戸なる藤田東湖、杉山忠亮の許に、史館總裁青山量介（延子）が執政榊原淡路守に向て、此事を論じたるに、榊原は均しく東照公の胤ではない乎と答へ。且つ江戸邸中の當路者共が、幕府の老中水野出羽守の許に出入する事情を報じ。此際山野邊兵庫（國老の班に列したる門閥家にして有志者側の一人）の上京を希望するの書を送つた。それが導火線となり、藤田東湖等同志の面々、何れも告げずして上京した。

十月朔日の日、水戸に聞えしかば、兼て思ひ設けし人々、何かは少しもためらふべき。朔日の夜より晝夜ひきもさらず、各江戸に馳せ登り、或は小石

有志の運動

齊修遺言

川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或は守山の君（原註 大學頭頼愼朝臣）に見へて志を述べ、或はかなたこなたに潜り居て、事のさまをぞ窺ひける。

四日の夜より仰ぎ戴くべき君なければ、人々いよく心を苦しめ、思ひを焦しけるに、畏こくも哀公（齊修）世にましませし時、自ら御志を起し給ひて、朶雲片々と號へ給へる御書あり。執政職の人々等、是を披き見るに、敬三郎君もて嗣となし給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよき諡を捧ぐべからずなど、其外ありがたき仰せごとのみ遺し給ふ。是に依て家老中山守信備前守もて、敬三郎君を養ひ給ひて、世子となし給はんことを、幕府に請ひ給ふ。（原註 此時哀公の喪を秘してありければ、公の御辭にて請し事申すもさらなり。）將軍家速かに許し給ひ、同八日の日に、其旨諸士に諭しければ、人皆哀み且喜び、烏羽玉の暗の夜明けて、あかねさし出る日を拜める心地せし社、理りなれ。

かくて霜月（十一月）三日の日、哀公の御葬かたの如くものし給ひ、同十八日

齊昭相續決定

運動紛争の先例

この日、敬三郎君元服し給ひ、從三位中將に任せられ、齊昭卿と申奉る。此の如く文政十二年己丑十一月、齊昭は三十歳にし、て水戸藩主となつた。此の水戸藩主の上京運動は、確かに齊昭を擁立したるに就て、其効少くなかつたにせよ。此れが水戸に於ける凡有る運動、若しくは紛争の先例を作つたことは、是亦た注意す可き事であらう。水戸人士は、此の運動に味を占め、いざとなれば、運動さへすれば、其の目的を達し得可きものと思ひ、遂ひに何事も直接行動もて、解決せんとするの傾向を生じ來つた。而して此れと同時に、自他紛争の端も、此れから生じたと云ひ得られないこともない。即ち此れには利もあれば、害もある。

### 〔七〕水戸齊昭の人物

義公と併稱さる

敬三郎は三十歳にして、水戸家第九代の主となつた。此れが齊昭卿、諡して烈公と云ひ、初代頼房威公、二代光圀義公と、併せ稱せられたる明君であつた。彼は三十歳迄、部屋住であつたれば、固より下情にも通じてゐた。特に天資聰明にして、豫て其の心掛ありたれば、政治の表裏、人情の眞偽、社會の明暗、殆んど悉く通曉せざるはなかつた。彼が水戸家の主となつたのは、決して思ひ掛けなき偶然の事ではない。少くとも彼が人心つきてから、指折り數へて、其日の來るを待ち設けてゐた時節が到來したのだ。されば彼が一旦部屋住から、水戸藩主となりたればとて、何等當惑する事もなく、遲疑する事もなく、固より畏怖する事もなく、忌憚する事もなし。恰も是れ蚊龍雲霧を得て、天に騰るの勢を以て、其の施設を爲した。徳川家に於て、家康は海道第一の弓取と云ふ、評判を博したる程なれば、兵馬の事は、姑らく措き、當時の流行たる茶湯、亂舞などにかけては、寧ろ無器用であり、且つ其の無器用を以て、自から誇りとせざる迄も、特色としたらしい。

齊昭期待の時期到來

家康の無器用

即ち若し當時の大名に於て、器用者を擧ぐれば、織田有樂齋の如きがそれであつて、其の反對の極端に立つ代表者の一人が、家康であつたらう。家康は其の腹肚張大にして、其の禪を著くることさへも、人手を要し、當時に笑柄を留めてゐた。

水戸家の諸藝通達

併し徳川家は、決して無器用者の家ではなかつた。特に家康の末裔たる水戸家に於ては、第二世光圀の如きは、當世の奇特なる人物であつたのみならず、殆んど諸藝に通ぜざるものはなかつた。而して齊昭に至りては、餘事は姑らく措き、其の諸藝精進の一點に於ては、光圀さへも、或は遠く及ばない程であつた。彼は文武の諸道に達したのみならず、或は自から刀劍を鍛へ、或は彫刻を作し、或は陶磁器を製し、苟も手の觸る、所、一として其の用を爲さざるはなかつた。

齊昭の器用

傳統精神の擴充の志望

然も彼は單に末技に秀で、鄙事に習ひ、衆藝に抽んでたるのみならず、亦た光圀以來、水戸家傳統の精神を會得し、更らに之を擴充するの志望と、且つ之

心志煩勞の二問題

を實行するの能力とを有してゐる。彼が最も其の心志を勞したのは、朝廷に對する事と、外國に對する事であつた。此の二事は、光圀の時代に於ては、何等實際問題として、當面に之を解決せねばならぬ必要は無つた。故に彼は其の精力の大部分を、修史に竭した。然も齊昭の時代に於ては、此の二問題が、正しく眉端に迫つて來た。是を以て齊昭は、自から銳意して、之を解決せんと試みた。其の手段、若しくは方法に就ては、必らずしも其宜しきを得たとは云はれまい。又た其の心事も全く眞醇であつた乎、或は複雑なる混合物が加味した乎。何れとも保證の限りではあるまい。されど少くとも齊昭は、光圀以來、水戸家に於ける傳統的精神の擴充者にして、且つ其の成敗利鈍の總勘定は、他日の問題として——其の精神の實行者であつた。

齊昭の缺點

諺に萬能有りて一信足らずと云ふ。齊昭には必らずしも一信足らずとは云はない。されど彼は無爲にして化するでもなく、將に將たるでもなく、賢に任じ

て疑はずでもなく。實は餘りに政治の細條、末節に、頭を突き込み過ぎたるやの憾無しとしない。而して彼は無二の活動家にして、瞬時も安息する能はず。而して其の精力の殆んど無限なるが爲めに、自から之を裁制する能はず。且つ機略縦横なるが爲めに、動もすれば小策陰謀を濫用するかの如き嫌疑を、其の一身に招き、且つ其の才華餘りに絢爛にして、意見湧くが如き爲めに、往々平地に波瀾を起すの譏を來たすを免かれなかつた。

閨門の複

而して彼には廿二男、十三女あつた。之を將軍家齊の二十七男、二十六女に比すれば、及ぶ可くもあらぬが、兎も角も其の精力の絶倫であり、而して其の所出の夥多なるを見て、彼の閨門の尋常一様でなく、此れが爲めに、其の問題を起す原因となつたことも、想像するに足るものがあらう。

亦一個の人物

何れにしても齊昭は、問題の人であり、且つ問題の製造者であつた。彼の徳川幕府に取りて、若しくは徳川氏の宗家に取りて、其の功罪如何を疑ふ者あらむ。然も我が維新史の立場から見れば、齊昭は個人として、尤も計較す可き中の一

人に數へねばなるまい。

### 〔八〕人材登用

舊吏旅を

齊昭は襲封の間もなく、直ちに大英斷もて、齊修時代、威權を専らにしたる吏僚を斥けた。

斯くて其年(文政十二年)十二月十四日の日、水戸の執政一人を退け給ひ、同二十四日の日、江戸の邸なる執政二人を始め、勘定奉行、奥右筆頭取吟味役等、其外賄賂を貪り、私利にのみたづさはり、風俗を害せし者ども、盡く退け給ひ、其罪の輕重によりて、或は隱居を命せられ、其祿を削りて、其子に賜り、或は其金銀を沒收し、聊の俸米を賜り、禁錮せられければ、國中の人々且つは恐れ、且つは喜び、早りに苦しめる夏の夕に、雷はためき渡りて、大

義明の徳

執政と議  
を濕す汗背

雨降りける心地ぞしける。  
 さて其罪蒙むれる者は、年久しく權威を振ひ、時の役人みな心を合せ、力を  
 同くせし者なれば、誰有て指だにさす者なく、君には御代嗣せ給ひて、未だ  
 一月許りの事なれば、御志を助け奉る人もなく、全く剛明の御徳義をも  
 て、數多の小人を退け給ひし事、いか許りか、御心を碎き給ひけん。  
 其頃多田傳右衛門御側祐筆にてありしが、執政何某御前に罷出、左右を遠ざ  
 け、時刻移りても退かざれば、いかなる御用にて、斯く時刻を移すにやと、  
 物陰にて竊かに伺ひけるに、折しも十二月の中つかた、人々手足も凍ゆる許  
 りの寒さに、君笑はせ給ひながら、御袖口をひらき給ひて、傳右衛門、我が  
 背を見よとありければ、かしこくも御袖に手さし入れ、御背を撫るに、御汗  
 御下召を絞る許に濕ひぬ。君宣ふ様、執政何某と議論時を移せし事、他事に  
 あらず。彼の奸人共を退けんとせしに、何某智力を盡して、こばみぬるを、  
 彼是と議論したる故、かく迄汗も出しぬ。されど小石川の塵あくた残りなく

郡奉行等  
の罷免

排斥の面

新採用の  
人々

拂ひ盡しぬ。やがて昔の清き流れになりなんとありけるか、程なく奸人等悉  
 く罪を蒙りしと、後に傳右衛門彪（東湖）に語りき。  
 かくて其年も暮て、明る年の春（天保元年）水戸なる郡奉行七人其罪の科により  
 て、夫々退けられ、其外勘定奉行奥右筆の類ひに至るまで、是を沙汰せら  
 る。（常陸帶）  
 當時齊昭の斥けたるは執政としては榊原淡路守、岡崎平兵衛、御庭奉行關十兵  
 衛、御勘定奉行茅根幸右衛門、同太田要人、奥右筆頭取別所左衛門、大關次郎  
 右衛門、木庭源助、御國御庭懸加藤木八郎、同井上辰五郎、御城附列大久保伊  
 麻助の徒であつた。且つ又た水戸方面では、國家老赤林八郎左衛門を始め、吉  
 村傳右衛門、富岡左源、梶清次衛門、中村五藤次、河合傳次の徒、悉く斥け  
 られた。  
 而して齊昭が新たに採用したる人材は、藤田、立原兩派から並び擧げた。此れ  
 は彼としては最も賢明なる方法であり、且つ彼を擁立するに際しては、兩派期

せずして其の行動を共にしたから、必然の結果として、左もある可き筈であつた。即ち藤田派からは、山野邊兵庫を執政に、武田彦九郎、山國喜八郎を目付に、戸田銀次郎を江戸通事に、會澤恒藏を水戸御用調役に、川瀬七郎右衛門、藤田虎之助、吉成又右衛門、石河徳五郎を郡奉行とし、杉山千太郎を弘道館教授とし、立原派からは、藤田主書を執政に任じ、小宮山次郎左衛門を側用人に、立原甚太郎を小姓頭に、友部正久を江戸御用調役に、酒井市之允を勘定奉行にそれ〴〵擢用した。

事志と反

藤田立原

惟ふに齊昭の志は、當時混濁せる水藩の雰圍を一掃し、汚官貪吏を退治し、藤田、立原兩派の異同を問はず、苟も其材あるものは、之を擧用して、大いに其の治績を擧ぐるにあつた。然も事は志と違ひ、兩派の軋轢はやがて出て來つた。そは單に黨争と云ふよりも、急漸、緩急の意見の相違が、兩派をして相ひ提携して、相ひ濟さしむる能はざらしめたのだ。即ち藤田派は急進説にして、只管改革に熱中し、立原派は漸進派にして、其の

兩派の争

周邊の事情を尋酌するに重きを置き、其極互ひに一方を因循と云へば、他方を過激と云ひ、一方を俗論と云へば、他方を暴論と云ひ。而して其の結果亦た齊昭の施政を喜ばざるもの、其間に入出入して、遂ひに水戸の名物たる、黨争を煽揚するに至つた。

### 〔九〕齊昭と儉約令

言路洞開  
節儉廉行

齊昭の初政は、實に目覺ましきものであつた。彼は在來の重なる官吏を一掃するばかりでなく、大いに言路を洞開し、大いに節儉の政を施した。中納言(齊昭)の君、世を嗣せ給ひて、明年(天保元年)の正月、御親ら筆を染め給ひて、國中に示し給ふにぞ、諸士各其長官の宅に參りて、是を拜み見るに、其御文に曰く、

一 文武は武士の大道、人々出精可致事是に依て時々申聞けざれども、出精不出精は追て可及沙汰一候事。

一 存寄有之者は、何役にても無遠慮、何れよりなりとも封書可差出一事。とぞありける。(常陸帶)

儉素實行

尚ほ齊昭の自から儉素を實行したことは、左の如くである。中納言の君も、いたく奢侈を惡み給ひて、聊かも衣服飲食の美を好み給はず、黒木綿の御上召、棧留の御袴、麻の御肩衣にて、御褥も夏は必ず麻を用ひたまひ、御羽織は、夏冬ともに、龜布を召され、日々の御膳も、是に准じ粗食を用ひ、御儀式事、又は佳日など、御菜の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はり杯して、是彼れの御好みまします。……登營し給ふ時は、御衣服も必ず御先格を守り給ふと雖も、別して華美の品は用ひ給ふ事なく、諸大名の富める人々、登營の度毎に、くさくさの印籠杯かへ用ゆるを見給ひ、君はいつも黒く塗りたる普通の御印籠に、朱にて戸の字三つ時たるをのみさげ給ふ。

儉素實行の一例

されど御腰の物は、必ず正宗の御大小を帶し給へり。(同上) 尚ほ彼が儉素實行の一例は、左の記事にて愈よ分明だ。

公(齊昭)御守殿(降壽院、哀公の夫人)へ御機嫌伺として入らせられ候所、其比は御改革の御砌にて、御召物麻の御肩衣、棧留の御袴、木綿の御服也。其節老女御錠口に於て申上げけるは、此御服にて、御守殿へ御出は不ニ相成一候と、止め進らせけるに。公仰けるは、是は家中奢侈の弊風を矯ん爲にて、政事の一也。故に苦しからずとありけるを、老女又申けるは、公には御政事の御爲ケ様の御服を召させ候との仰、私義も、亦此の御服にては相成らずと、御諫申も、私の職分に御座候へば、今日の義は、全く職事にて止め奉るなりと、堅く陳じけるに、公仰に、然ば以後は改むべし。今日の義は、是にて罷り通るなりと、御守殿へ入らせられしとなり。(烈公逸事) 彼自ら行ふ所、此の如し。されば其の一番に向て、儉約令を厲行したるも、決して怪しむに足らぬ。

文政十三年儉約令

第二章 九 齊昭と儉約令



同く江戸に於ける達し

文政十三年此年の冬天保と改九月水戸にて諸向へ  
 近頃風俗奢侈甚しく、都て花麗を好み、儉素を失ひ候段、御聽に達し、此  
 度御家中一統綿服着用仕るべき旨、仰せ出され候。尤も官服並熨斗目著  
 用の儀は、是迄通相心得申すべく候。  
 一 諸士以上、絹細下著苦しからず候。妻女の儀も、右に准じ著用致す可  
 候。且男女とも七十以上、太織、紬の上著、苦しからず候。  
 一 諸士以下、輕き者、都て綿服着用、帶の儀は、太織、紬、苦しからず候。  
 且男女とも七十以上、太織、紬下著、御免遊ばされ候。  
 一 官服の義も、右に准じ、鹿服相用申可く候。  
 右の通仰出され、來る卯(天保三年辛卯)正月より御改めに相成候條、心  
 得違是なき様、支配く末々迄、相達せらるべき事。  
 尚ほ同年同月、江戸に於ても、殆んど同一主意の達をした。但だ江戸にては、  
 御國と違ひ、綿服と限り候ては、却て差支へ候向も是れある可く候得ば、

御定めには仰せ出されず候。  
 との理り文句を加へつゝ、強制的にかへて、勸誘的とした。  
 而して同年十二月、江戸、水戸双方の諸向へ、酒宴、音信、贈答等に就き、そ  
 れぞれ制限を附し、制裁を加ふるとした。

水府評判

齊昭賢明

今の水戸殿は御賢明の且評多し。舊冬御家督の砌、御領内の民より、御勝手御差支なれば、何卒冥  
 加の爲、人毎に献金仕度よし願出けるに、深く其心底を感賞し給ひ、先其儀に及ばず、尙追て御沙  
 汰有レ之べしとなりし。是一なり。平生御寵遇の婦人、此度の御榮運に乗じ、金子若干拜借を願出け  
 れば、其故を問せらるゝに、今迄とは違ひ、衣類其外物入多く候と申に付、それは苦しからず、や  
 ばり是迄の姿にて勤申べしと仰示されしに、それにては御奉公勤りかね候よし、再應募り乞ければ、  
 此御時節さやうの御沙汰には及ばれがたし。御奉公勤りかね候はゞ休息仕べしとて、それより御目  
 通を停め給ふ。是二なり。御登城の度毎に更紗木綿の御提物、飄筆の御根附、木惣子の御緒締を用  
 ひ給ふ。近來世上奢美に流行くによりて、御先祖義公の御餘風を繼せらるゝにや、是三なり。榊原  
 淡路守、岡崎平兵衛已下十二人を黜退し、舊染の汚政を一新し給ふ、是四なり。今助を奪職して水

御儉約

戸へ遣はさる。是五なり。其外種々の美談尙あり。されば將軍家にも今の水戸は了簡ある者ぞ、心せよと老女へ御噂ありしと、在官の物語なりとさく、宗室の御家柄にかゝる御方の出来らせ給ふ事、天下の御爲拜賀すべし。(續道聽塗説)

### 第三章 齊昭の時局に處する意見及び施設

#### 【一〇】水戸藩の武備

文武獎勵

齊昭は儉約令を、實行したるのみならず、亦文武の獎勵に、尤も力を盡した。文には弘道館を設けた。武には追鳥狩を行つた。

君宣ふやう……武士の儉約は、財を集る爲めにあらず。無用の費を省きて、有用の事に備へんが爲なり。いかに奢侈の風止みぬるとして、人馬武具の備乏くは、其甲斐なし。……治まる世にも亂を忘れざるは古の明訓なり。……我家に傳ふる東照宮御遺物に、關ヶ原の戦に用ひ給ふ御品あり。二百餘年の御恩澤ゆめ／＼忘るべからざる業なれば、いざ是より年々物具して、御遺物を拜し、家中の諸士も、皆物具して、寡人に見へ、諸共に泰平を祝し奉らんこそよからめと、仰せありける。

神君遺物  
御拜

天保八年丁酉正月廿九日

右側

御治世已來、上一統安穩に罷在候處、何も其本を奉<sub>レ</sub>想像<sub>二</sub>彌増太平を御祝し被<sub>レ</sub>遊度、且人馬兵具等分限に應じ、心掛候儀、御定も有<sub>レ</sub>之事に候得共、尙又無<sub>レ</sub>怠慢<sub>一</sub>相嗜候様にとの御事にて、已來年々二月十二日、御著具被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召、神君御遺物御拜被<sub>レ</sub>遊、其節一同著着にて、御目見等被<sub>レ</sub>仰付候條、其旨可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>事○(常陸帶)

抑も二月十二日は、家康が大將軍に任じたる日であつたから、而して訓練に尤もよき季節であつたから、特に此日を選んだのだ。此は家康關ヶ原戦役の遺物拜觀に事よせて、江戸定府の士人の武備を獎勵せんが爲めであつたことは、改めて云ふ迄もなかつた。

世間では往々齊昭の此舉を見て、事を好むものと做したが、果然同年同月十九日には、大阪に於て、大鹽平八郎騒擾事件が突發した。されば藤田東湖は、「初

定府人士  
勵の武備獎

齊昭先見  
の明

千東原追  
鳥狩

めは君はあやしき事を好み給ふ杯、竊にさ、やさし者も、此時に至りて、君の先見の明かにましくぬるを感じ奉りぬ」と云うたのは、理由ある言であらう。

斯くて庚子(天保十一年)の年、水戸に至り給ひて、家中の武備を見給はんと思召けるに、江戸の邸の式の如くなるのみにては、人々の物具身廻りの器械を見給ふ許にて、人馬軍役の用意又將長士卒指麾進退のさまを試るに足らざれば、物具したる士卒を野外に出して、進退を訓練せん事を幕府に請ひ給ひけるに、やがて許し給ひければ、其年三月廿一日の日に始て、千東原といへる處にて、逐鳥狩を催ふし給ひける。

……明る辛丑(天保十二年)の年の春は、文恭公(前將軍家齊)薨じ給ひければ、其秋の長月に、堀原といへる處にて催ふし給ひ、又明る年の春は、千波原といへる處にて催ふし給ひしに、此原何れの便り宜き地なれば、是より後は、年々同じ原にて催ふし給ひ、御鷹を以て捉り飼ひたる雉を、年々幕府に捧げ給ふ。武事を講じて、御代長久を祝し給ふ御心なるべし。

同じく千  
波原追鳥  
狩

諸藩の武備を刺戟

抑も水戸の追鳥狩は、單に水戸一藩の年中行事でなく、此れが爲めに志ある諸藩を刺戟して、武備を整備するに預りて力あつたことは、疑ふ可き餘地はあ  
るまい。長州に於ける羽賀臺の狩の如きは、天保十四年の夏に行はれたるもの  
にして、必らずしも水戸家の追鳥狩を摸したとは云はぬが、亦た其風を聽いて  
起つたものでないとも、斷言は出來ない。

水戸家中の宣傳上手

而して水戸家は、齊昭は勿論、其の事を用ふる藤田東湖の如き、其他概して宣  
傳には、抜け目なき人々であつたから、針程の事は、自から棒程に世上に傳播  
する趣きがあつた。此れが爲めに水戸家、及び水戸藩は、禍を招き、不幸を來  
たしたる場合も少くなかつたが、天下を示導し、鞭撻し、刺戟するの利益も、  
亦た多かつた。

### 〔二〕 弘道館の設立

水戸藩學

齊昭の事業として擧ぐ可き一は、弘道館の建設だ。水戸には第二代光圀の時に、  
彰考館即ち修史館の設けがあつたが、未だ學校と云ふ學校は出で來らな  
つた。此れは文教の府と云ふ可き水戸としては、他の諸藩に比して、聊か意外  
と云はねばならぬ。されば齊昭が藩主となつた當初から、其志の此に存した  
ことは、固より疑を容れなす。

學館設立の議

彼は天保五年の末に至りて、神儒一致、文武合一を主義とする、學館を設立す可  
しとの意見を認めて、之を家老其他の者共に諮問した。然も家老藤田主書、及  
び重役の者共は、財政困難を理由として、賛成しなかつた。又た學者の青山  
(延光)や、會澤(正志)は、旨意には賛成なれども、學館新築は見合せ、當分中  
御殿を以て、之に當つ可しと云うた。單り側用人渡邊寅、藤田彪(東湖)は、全  
然賛成したが、遂に行はれなかつた。

學館設立  
起立

齊昭は鹿島邊の土地で、十萬石程の増封を、幕府に請ひ、それを以て學校の經費に充てんとの下心であつたが、それも固より思ふ様に參らず、旁た見合せた。斯して天保七年には、是非設立せんとしたが、饑饉にて果さず、八年には齊昭のお手元金もて、學館造營に内決し、學館の組織方法に就て、諸問を發し、學者有志は、頗る之を賛成したが、水戸に在る家老、重役共が反對したから、翌九年齊昭は、調役藤田彪を水戸に遣はし、彼等を説得せしめ、明けて十年の正月に、南三の丸と北三の丸との間の地を、學館造營の地と定め、其地に在つた山野邊義觀等十二人の邸宅を、他に移轉せしめ、十一年正月、齊昭歸國し、日夜工事を督勵し、十二年七月に到りて、略ぼ落成した。

〔菊池謙二郎著、弘道館述義譯註〕

學館設立  
に就き觸

天保十二年辛丑七月十五日

年寄より

諸向へ

學校修業  
の觸

御家之儀は、公邊の御羽翼、天朝の御藩屏に被爲在候間、隨て御家中の族も、一通に心得候而は不三相濟一候處。面々祖先の功勞にて、御代々様御恩澤を蒙り、安穩に罷在候故、自ら流俗に泥み、忠孝の大節、文武の大道等、疎略に相心得候向も有之様成行さ候段、如何の事に被思召、此度威、義二公之御遺志を被爲繼、弘道館御造營被遊、御家中當主並子弟等、夫々日割を以相詰、尙又寄宿も被仰付候條、一統無二二念一致ニ精勤、忠孝文武相勵、奉報ニ御國恩様可仕旨、被仰出者也。

諸向へ

此度學校御建被遊候に付、御家中當主子弟等十五歳已上より、左之通相詰可致ニ修業一候。

但三十歳已上四十歳迄、右以下に而も、日勤之族は、都て半減詰、四十歳已上の族、可成文學問の義理相辨、武藝の儀も、時々相試み、萬一之節、息

合等差支無之様可心懸候。

一 布衣已上並三百石已上の當主嫡子一ヶ月十五日詰、次男三男等十二日詰。

一 物頭並五百石已上は、當主嫡子十二日詰。

一 諸士已上當主嫡子十日詰、次男以下八日詰。

一 諸士以下被召出已上、當主倅定日無之勝手次第。

但右已下同心迄、武藝に罷出候義勝手次第學問は願之上、人物により罷出候儀相濟候。

一 武藝之儀、同流等合併被仰付、寄合に稽古場相渡候。

一 日々出入、御目附方へ届、尙又文學は舎長、武藝は世話役へ届可申候。

一 句讀、講習、居學三寮御建に相成候間、學校にて素讀致す族は、早朝より句讀寮に相詰、素讀可致候。

修學階段

但し素讀之族は、十五歳已上已下に不拘候。

一 素讀終候者、講習寮へ御進被遊候間、寮中にて、字義を解し候修行可致候。

一 講習寮に而學問致増進候族は、居學寮へ御進被遊候間、右寮へ罷出、厚く心を用、精義可致講究候。

一 右三寮の外、寄宿寮御建、御小姓寄合組、尙又三百石已上の嫡子十八歳已上、一ケ年に三ヶ月づ、晝夜詰切、文武可致修行旨被仰付候。

但辛苦を試、下情に通じ、行々重き御用に立様可被遊御趣意に候間、心得違艱難を厭、申間敷候。

一 布衣並三百石已下にも、寄宿爲致度族は、可願出候。

右之通相心得、支配々々末々迄可被相達一事。

以上を通覽すれば、學校とは云へ、殆んど水戸藩士總動員にて、文武修業を奨勵したもの云はねばならぬ。即ち單に少年子弟の教育のみならず、併せて壯

總動員文  
武獎勵

者、大人にも及びたるものと云はねばならぬ。

【二二】尊王攘夷の宣言書

尊王攘夷  
本部

弘道館は、單に水戸一藩の子弟を教養する學校ではなかつた。云はば尊王攘夷大宣傳の本部と云ふ可きものであつた。それには齊昭の書いた弘道館記が、能く之を語りてゐる。而してそれを演繹したる藤田東湖の弘道館述義が、更に詳細に之を語りてゐる。

光圀齊昭  
の相違

齊昭は百事に於て、光圀を祖述した。されど兩者の間には、自から混一し難き個性があつた。光圀は其の輪郭は明白であつたが、然も無量の包容力があつた。即ち其の自述の語に、「其の人と爲りや、物に滯らず、事に著せず。神儒を尊んで、而して神儒を駁し、佛老を崇んで、而して佛老を排す。」と云うた通

宣傳者と  
昭

りだ。彼は主義ありて、主義に偏せず、主張ありて、主張に縛せられず。好惡其中を攪せず、愛憎其心を亂さざるものに庶幾かつた。されど齊昭は、頗る權數を好むの風あつたに拘らず、動もすれば物に滯り、事に著し、自繩自縛の痕あつた。即ち其の輪郭が餘りに鮮明にして、其の包容力は光圀に比すれば、狭小であつた。

此の如く一藩の君主としては、齊昭は固より光圀に及かず。而して人格として見るも、兩者はとて對比す可きではなかつたが、然も宣傳者として見れば、齊昭の缺點は則ち其の長所であると云はねばならぬ。彼が尊王攘夷は、如何なる程度であつたにもせよ、外間に於ては、天下皆な彼を仰いで、尊王攘夷の一大本尊とした。彼も亦た之を以て自から居り、自から満足したらしく思はれた。而して弘道館記は、實に彼の一大宣言書と云ふ可きものだ。

弘道館記

弘道館記

弘道とは何ぞ、人能く道を弘むる也。道とは何ぞ、天地の大經にして、而し

皇化稜夷

學館設立の所以

て生民の須臾も離る可らざる者也。弘道の館、何の爲にして設くるや。恭しく惟れば、上古神聖極を立て統を垂れ、天地位し焉、萬物育る焉。其の六合を照臨し、宇内を統御する者、未嘗て斯道に由らずんばあらざる也。寶祚之を以て無窮、國體之を以て尊嚴、蒼生之を以て安寧、蠻夷之を以て率服。而して聖子、神孫尙ほ肯て自ら足れりとせず、人に取るを樂み、以て善を爲す。乃ち西土唐虞三代の治教の如き、資して以て皇猷を贊す。是に於て斯道愈大、愈明、而して復た尙ふる無し焉。

中世以降異端邪說、民を誣ひ世を惑はす。俗儒曲學此を捨て、彼に従ふ、皇化陵夷、禍亂相ひ踵ぐ、大道の世に明ならざるや、蓋し亦た久矣。

我が東照宮撥亂反正、尊王攘夷、允武允文、以て太平の基を開き、吾祖威公實に封を東土に受く。夙とに日本武尊の人と爲りを慕ひ、神道を尊び、武備を繕む、義公繼述、嘗て威を夷齊に發し、更らに儒を崇び、倫を明かにし、名を正ふし、以て國家の藩屏たり。爾來百數十年、世遺緒を承け、恩澤に沐浴し、

文武神崇の所以

結語

以て今日に至る。則ち苟も臣子たる者、豈に斯道を推弘し、先徳を發揚する所以を思はざる可ん乎、此則ち館の設けを爲す所以也。

抑夫れ建御雷神を祀る者は何ぞ、其の天功を草昧に亮け、威靈を茲土に留むるを以て、其始めに原き、其本に報ひ、民をして斯道の繇て來る所を知らしめんと欲すれば也。其の孔子廟を營む者は何ぞ、唐虞三代の道、此に折衷し、其徳を欽し、其教を資し、人をして斯道の益大にして、且つ明かに、偶然ならざる所以を知らしめんと欲すれば也。

嗚呼我が國中の士民、夙夜懈らず、斯館に出入し、神州の道を奉じ、西土の教を資し、忠孝二無く、文武岐れず、學問專業其效を殊にせず。神を敬し、儒を崇び、偏黨有る無く、衆思を集め、群力を宣へ、以て國家無窮の恩に報ゆ、是則豈に徒らに祖宗の志墜ちざるのみならんや、神皇在天の靈、亦た將さに降り鑒みんとす焉。斯館を設、其の治教を統る者は誰ぞ、權中納言從三位源朝臣齊昭也。天保九年歲次戊戌三月。



尊攘合言  
葉の始ま

徳川家康を以て、尊王攘夷の本尊とすることは、家康當人に取りても、寧ろ迷惑であらうが、然も三親藩の一たる水戸家としては、斯く云はねばならぬ筋合であらう。何れにしても嘉永安政より、慶應明治に至る、尊王攘夷の合言葉は、實に此の弘道館記より創まると云はざる迄も、此の弘道館記によりて、大いに宣傳せられたことは、斷じて疑ふ可き餘地はあるまい。

學校設立の効果

我藩も今は専ら刀槍の試合行はれ、殊に弘道館出來る後は、鬼の子の如き少年、むれ／＼出て來るぞ心地よき。凡そ神國に生れん人々は、一人づゝも大和魂を觸き、一人づゝも猛きわざを學び、邪なる教を以て誑さるゝとも、露だに心を動かさず、おほけなくも穢しき夷狄の寄せ來たらん事有らんには、煙の下より一散に馳入り、八尋の矛、十握の劍、思ふまゝに打振りて、彼の鼻高く眼光りたる奴原、一人も残さぬ計りに、憂き目見せたらんには、如何に心地よきわざならすや。少年の人々假初にも君の御志を忘れず、大和魂を觸きて、槍太刀のわざを怠たりそ。(常陸帶)

【二三】 朝幕兩本位説の弱點

水戸學の  
二缺點

惟ふに光圀の理想は、齊昭に至りて、少くとも其の一半の具體化を見んとするに及んだ。此れは齊昭其人の力と云はんよりも、時勢の進運と云ふ可きであらうが、然も齊昭其人の功も亦た没す可きではあるまい。但だ何事をも完全を期し難い。水戸學には二個の缺點がある。第一は朝廷、幕府兩本位説の爲めに、結局に至りて、朝廷本位と、幕府本位と、内輪に於ける争鬭を生じたる事だ。第二は國民主義を極端迄擴充したる結果は、遂ひに極端なる排外思想を鼓吹するに至つた事だ。

水戸の朝  
幕兩本位

水戸は徳川家の親藩にて、其の始祖頼房—威公—は、家康の末子なれば、祖先尊崇の意味からするも、幕府を忽にす可らざることは、勿論だ。而して平日に於ては、朝廷、幕府兩本位にて、毫も差支ある可き筈はない。されど問題は、朝廷と幕府と兩立せざる場合は如何。藤田東湖などは、斯る場合は斷じて是れ

當てに  
前提

なしとの前提の上に、立論してゐる。而して此れは、其父幽谷の傳統的主義にして、亦た光圀以來のそれであらう。

併し斯る前提は、決して當てにはならない。南北朝の時代は如何。承久の變は如何。而して家康以後の日本には、決して朝廷と、幕府と衝突なしと、誰れか保障し得るものぞ。されば水戸の朝幕兩本位説は、斯く有りたきもの、若しくは斯くあらねばならぬものと云ふことを、前提としたる迄にして。斯る場合も出で來らんと、萬一を豫想するを、故らに避けた乎。若しくは閑却したる乎と云はねばならぬ。

最も水戸家には、光圀以來、極めて内密に、其の藩主に、萬一の場合に於ては、水戸家は徳川宗家の利害如何を顧慮せず、一意専心朝廷に奉仕す可しとの秘訓が相傳せられてゐた。その爲めに齊昭の子慶喜も、入りて宗家を繼ぎ、十五代の將軍となつたに拘らず、大政を奉還し、潔きよく朝廷に恭順したと云ふことである。(徳川慶喜傳)

水戸家  
秘奉  
仕の  
朝

世上には  
あくまで  
兩本位

併し此れは秘中の秘で、藩主一人の虎の巻で、世間には通用せず、又た通用せしめなかつた。世間では何處迄も兩本位であつた。

忠孝は其本一なり。幕府を敬ひ給ふは、孝を東照宮に竭し給ふ所以。天朝を尊び給ふは、忠を天祖に竭し給ふ所以なり。然るに世の書讀める人さへ、その理りを明にせず。國學に泥みぬるものは、動もすれば關東を輕んじ。漢學に迷へるものは、朝廷を尊ばず。甚しきに至つては、代々の將軍家を指して、王と稱し奉るものあるに至る。是幕府を誣ひ奉るにひとしく、大なる僻事なり。柴野彦助、畝傍山の山陵に詣で作りし詩を、文恭公(家齊)の御覽に備へしに、陪臣無位柴邦彦と書たるを、公怪み給ひし時、白河の少將松平越中守定信朝臣御側に在りて、朝廷に向ひ奉りては、定信等皆陪臣なり。まして彦助如き無位のものをやと申上しかば、公悦び給ひけるとぞ。かくありてこそ、幕府の盛徳、ますく天が下に弘まりぬべき事になん。(常陸帶)

此れは藤田東湖の筆にしたるもの、如何に水戸君臣が、此の兩本位の間に處し

兩本位の

て、其の鈞衡を全うせんとするの、苦心を見る可きものであらう。併し一般世間では、決して此の兩本位を認めなかつた。世間では水戸を以て、當然尊王論の自家とした。されば世間に對しては、此の兩本位説は、何等の差障もなかつた。世間は唯だ水戸の尊王説に隨喜したまで、あつた。されど水戸藩彼自身に於ては、此の兩本位説の爲めに、頗る累はされた。固より此説の爲めと云はんよりも、水戸藩の立場は、餘儀なくも此の兩本位によりて、回護するの他はなかつたからだ。

水藩内訌の原因

單に議論として云へば、此の兩本位説は、徹底を缺いてゐる。實際から見れば、普通一般の場合には、洵とに好都合であるが、いざ朝幕衝突の場合には、最も不都合だ。兩本位と云へば、或者は朝廷を主とし、或者は幕府を主とし、互ひに相ひ戦はねばならぬ結果となる。此が水藩内訌の原因たらざる迄も、其の動機の一となつた。

【一四】 齊昭の對外意見 (一)

兩本位遊に二分岐道

朝幕兩本位は、水戸の勤王宣傳に就て、左程の妨げとはならなかつたにせよ、其の極所に於ては、一筋道でなく、二筋道に岐れ、朝廷を主として、幕府を従とする乎。幕府を主として、朝廷を従とする乎を、擇まねばならぬ場合に立ち到らざるを得なかつた。而して水戸一藩に於ては、現にその兩派を生じた。此れは必らずしも主義主張からのみとは、斷定し難かつたにせよ、自から其の傾向は、朝廷本位黨と、幕府本位黨の對抗を、現呈するに至つた。

國民的精神的發揚に努む

更らに齊昭の尤も努めたるは、國民的精神的發揚であつた。此れは時勢の氣運が、自から日本の人心を、此の方向に誘ひ來つたものであれば、必らずしも齊昭や、東湖や、所謂水戸藩の力とのみは云ひ難いが、然も若し之を人力に歸するに於ては、其の最も多くの分け前は、齊昭及び其の同志たる、藩士の面々に歸せねばなるまい。尊王に就ては、水戸藩が、幕府の親藩であり、其れが爲

攘夷論の問屋

めに、頗る掣肘せらるゝ所ありて、其の議論が幾分不徹底であることを免れなかつたが。攘夷の一點に於ては、實に徹底したるものであつた。攘夷が善きにせよ、惡しきにせよ、行ひ得可き事にせよ、行ひ得可らざる事にせよ、水戸は實に攘夷論の問屋であつた。天下の攘夷を説く者、悉く皆な水戸を宗とせざるはなかつた。

齊昭の夷狄排斥思想

齊昭は決して頑冥孤陋でなかつた。彼は一切の事に就て、保守黨ではなかつた。彼れ自身は、寧ろ新を好み、奇を愛し、他の未だ試みざるものを試み、他の未だ企てざるものを企て、他の未だ行はざるものを行はんとした。觀察の仕様如何によりては、彼は寧ろ保守黨の首領よりも、急進黨の首領と云ふも差支なき程の、新しがりやであつた。されど彼は自から自國崇拜を以て、宗旨とし、其極他國を對等に取扱ふを屑としなかつた程の、夷狄排斥屋となつた。齊昭は天保九年戊戌、書を幕府に上りて、天下の大計を論じた。其中には、言路、士風、寶貨、賄賂、互市、邪教、和蘭、異端、船艦、北地、宗廟等、凡

最も外患を慮る

第一に日本を狙ふ

有る問題に涉りてゐる。彼は決して消極一天張りの論者ではない。彼は巨艦、巨船を造りて、我より進んで外國の來襲を迎へ防ぐの策を建てた。彼は北地を拓殖して、大いに北門の守備を堅固ならしむ可きを論じた。されど彼は徹底的に鎖國制度を維持せんと欲した。

外患とは海内の夷賊、日本を狙ひ候事に御座候。甲府(百姓一揆)大坂(大鹽事件)等にて、徒黨を企て、亂妨仕り候さへ、人々苦勞にも仕らず、猶更數萬里の夷狄より、日本を狙ひ候儀を、苦勞に致し候へば、狂人の様に嘲り候こと、當世の世風に御座候へども、よく深思熟慮仕り候へば、外患ほど油断ならざる儀はこれなく候。(水府公献策)

と云うてゐる。而して、清國は何を申も大事の國ゆへ、夷狄も容易に手出し申すまじく、朝鮮、琉球は貧弱の小國にて御座候間、目かけ申問敷。左候へば、第一に日本を狙ひ、次に清國を切隨へ候手段に御座候こと、實に惡むべきとに御座候。

蘭學禁止論

極端なる鎖國論者

と云うてゐる。而して彼は、近年阿蘭學流行仕候處、これ又御制禁遊され候方、然る可く存奉り候。諺にも己が佛尊しと申す如く、儒道にても、佛法にても、その道に入り候へば、その先師を尊く存じ候は、自然の勢ひに御座候。……蘭學者は何事も、夷狄のことを宜きと心得、遂には邪宗門までもよろしきと心得候やうに成行候はんと、苦心仕候。……同じ人間のことに候へば、神國の人も、西洋人杯の如く、工夫を凝らし候へば、禽獸同様の夷狄に及び申さぬ筈にも之れ有まじく候へども、物を考へ候ほど、無益の手数を費し候やうに相成り、その上何事も開け申候間、日本に何一つとして不足も之れなく候へば、不思議なることは、先無用の事多き様に存られ候。殊に近年は西洋も工夫に過ぎ、却て實用を失ひ、取る可き程のことも相見え候へば、蘭學の儀は、御制禁遊され候方、然る可く存奉り候。

齊昭は果して最後迄斯る意見であつた乎、恐らくは時勢と共に、多少の變化を

見たであらう。されど彼が天保九年—三十九歳—に於ける意見は、正しく此の通りであつた。即ち彼は極端なる鎖國論者であつた。

【一五】齊昭の對外意見(二)

和蘭交通禁止論

齊昭は單に和蘭學を禁ずるを以て足れりとせず、併せて和蘭との交通さへも禁せんことを主張した。

阿蘭陀も横文字の通國にて、邪宗門の國々、御制禁の節、渡海御差留めにて宜く存奉り候處、阿蘭陀の儀は、別流にて、切支丹に中あしきゆへ、是のみ渡來御許し、年々海外諸國の風聞を申上させ、海外の目あかしに、御つかひ遊され候御意味に之れ有べきよし。其砌は一時の御良策とも申へく候へども、近來の阿蘭陀人も、邪宗門の國へ合從いたし候由も相聞へ、尤

表向き左様には申立てず候とも、内實左様に候へば、神國の儀を、外國へ内通は仕候とも、外國の事情を眞實に、神國へ申立候や否何とも疑はしく。先年シイポルト一件にても、(參照 文政天保時代、八一八六) 蘭人の心中、粗相分り候處、邪宗門のみ嚴重の御法度に遊され、和蘭陀人は、昔の御見通しにて交易御免、登城をも御許し差措れ候儀、如何の筋合に御座あるべくや。

古賀何菴の說との異同

外國風聞 聽入の無

此れは天保八年の建白の一節だ。試みに之を以て天保九年に出で來りたる、古賀何菴の海防臆測と對照すれば、均しく和蘭人の風説書には信を措かず、和蘭人を海外の偵察掛りとするは、頼み少いと云ふ點に於て一致するも、古賀は然るが故に、他の數國とも交通して、海外の形勢を察するに便ならしむ可しと云ひ。(參照 文政天保時代、1001-1011) 齊昭はその和蘭人さへも、交通禁斷す可しと云ふ。兩者が殆んど同時に出で來りたる策とは、とても思も及ばぬ程だ。神國の津々浦々さへ嚴重の御備へ御座候はゞ、いつ何時異國船押來り候と

益

極端なる鎖國説

和蘭交易の無益

も、防禦の支へは之れあるまじく、津々浦々の備へ、不行届に候はゞ、たとひ外國の風聞、御聽に入れ候とて、何の詮もこれなく、又外國互に戰爭等これある儀は、御聽に入れ候通り、日本の毒にも藥にも相成らず。是まで蘭人の風説にて、何ぞ格別日本の御ために相成候儀、御座候やは存奉らず候へども、日本の寶を御失ひ、態々風聞を御聽遊され候程の、御益にも之れ有まじく存奉り候。

當時日本は長崎に於ける和蘭との交易のみにて満足せず。沿海隨處、密貿易の尤も流行しつゝある最中に、その和蘭と長崎に於て、交易するさへ杜絶せんと云ふは、餘りに事情に迂なる論なるが如きも、齊昭は所謂極端なる鎖國論を大聲疾呼して斯く唱道した。

和蘭陀交易の儀は、前にも認候通り、神國有用の金銀銅等を失ひ、彼國無用の翫物を持渡り、此國の侈りを長じ候間、夫れのみにて、御制禁遊され候て然る可く候。況や祖宗以來嚴禁の邪宗門に服従いたし候國を、

其まゝに差措れ候ては、邪宗門の弛みに罷成候間、以の外、宜しからざる儀に御座候。

尤阿蘭陀交易の儀は、格別の御益に相成り、隨て長崎の潤ひに相成候よしに御座候へども、これは當座の小利にて、萬一寛永年中の如く、邪宗門人知れず弘まり、數多の罪人出來候様に相成候ては、天下の大害に御座候間、阿蘭陀の儀は、以來御差留めに相成り、世の害を御除き遊され候方、宜く候はんと存奉り候。

右要略

此の如く和蘭貿易は、(第一)我が有用の寶貨を以て、彼の無用の翫物を購ふの害あり。(第二)邪宗門弘通の危険あり。されば寧ろ此際他國同様、和蘭とも交通を差留む可しと云ふが、其の旨趣だ。

右反動論の動機

當時天下の人心は、漸く開國に傾きつゝあるに際し、此の如き反動的の極端なる鎖國論を、提唱するに至つたのは、何故である乎。惟ふに此にあらざれば、日本の國民的精神を振起する能はざるものとの前提よりして、斯る結論に出で

たるものであらう。水戸は固より攘夷の問屋、鎖國の本山だ。されどそれには頗る方便や、政策も、混同しつゝあれば、之を以て單純なる議論としては受取り難し。

### 【一六】 齊昭と幕府の對外天保令

齊昭の意見幕府と反對

齊昭の對外意見は、單に世の開明論者と逆行したるばかりでなく、幕府の施設にも反對した。幕府は寛永鎖國令厲行以來、寛政年間に至りて、聊か緩和の法を取つた。然るに文政年間に至りて、亦た打拂令を布いた。それは既記の通りだ。(参照 文政天保時代、七六—八〇) 然るに天保十三年二月十六日に至りては、更に左の如き緩和令を布いた。

一 異國船渡來之節、無二二念一打拂可申旨、文政八年被仰出候。然る處、

對外天保令

文化令に復す

但し武備は嚴重

當時萬事御改正にて、享保寛政之御政事に被復、何事によらず、御仁政を被復、施度との難有思召に候。右に付ては外國之ものにも、逢難風一漂流等に食物薪水を乞候迄に渡來候を、其事情不ニ相分一に、一圓に打拂候ては、萬國に被對候御仕置とも不被思召一候。依之文化三年異國船渡來之節、取計方之儀に付、被仰出候趣に相復候様、被仰出候間、異國船と見受候は、得と様子相糺し、食料薪水等乏しく、歸帆難レ成趣に候は、望之品相應に與へ、歸帆可致旨申論、尤上陸は爲レ致間敷候。併此通被仰出候に付ては、海岸防禦之手當ゆるかせにいたし置宜など心得違、又は狼に異國人に親候義等は致間敷筋に付、警衛向之儀は、彌嚴重にいたし、人數並武器等手當等之儀は、是迄よりは一段手厚聊にても心弛み無之様、相心得可申候。若異國船より海岸之様子をかかひ其場所人心之動靜を試候ため杯に、鐵炮を打掛候類可有之哉も難計候得共。夫等之事に動搖不致、渡來之事實、能々相分御憐恤之御主意貫き候

所謂三年の文化觸

齊昭の抗議

様、取計可申候。され共、彼方より亂妨之始未有レ之候歟、望之品相與へ候ても、歸帆不致、及ニ異議一候は、速に打拂、臨機之取計は勿論之事に候。備向手當之儀は、猶追て相違候次第も可有之哉に候。文化三年相觸候書留は可有レ之候得共、爲ニ心得一別紙寫相達候。抑も文化三年の觸れと云ふは、同年正月廿六日附にて、先きに露國船長崎に來りて互市を請うたが、願の趣聞届られずして歸帆した。今後萬一再び來ることあらば、諭告して穩かに歸帆せしむ可し。難風に遭ひ、食物薪水乏しくして歸帆なし難きに於ては、其の品々を與へて歸帆せしむ可し。一切の事は、寛政三年の令に準據す可しとのことであつた。云はゞ寛政令、文化令、天保令は、何れも其の精神を一にしてゐる。此の如く天保令の出で來りたるは、水野忠邦天保改革に於ける新政の一端に過ぎない。天保改革に就ては、尙ほ後に記する所あるが、兎に角此の對外緩和令に就て、最も強硬なる抗議を申し込んだのは、齊昭であつた。



打拂實行  
かし得べき

彼れ齊昭は、果して徹底的に打拂が、實行し得らる可しと思ふた乎。彼の領地なる大津附近に、英船の來舶した際さへも、殆んど手を拱して其の隨意に任たではない乎。(參照 文政天保時代、九一)此れは齊昭の前代であつたとしても、事實は即ち事實だ。

齊昭打拂  
論の影響

然も彼が此の如く極端なる打拂論を主張し、幕府の施設に反對したるは、果して此にあらざれば、對外の政策は樹立し得可らずとした乎。將た縱事實行ひ得られざるも、國策を此の如く定め措き、以て日本國民敵愾心を、對外的に振起せんが爲めであつた乎。彼が國民的精神を煽揚したる功は、決して少小ではない。されど彼の藥が餘りに利き過ぎて、幕府は此れが爲めに容易ならざる面倒を醸し來つたことも、亦た看過し難き事實だ。要するに彼は行ふ可らざる書生論もて、之を幕府の當局に責め、當局をして、殆んど手足を措くに處なき、窮地に陥らしめた張本人と云はねばならぬ。

【一七】 齊昭の天保令反對意見

齊昭の絶  
對鎖國論

齊昭は何處迄も、絶對鎖國論者だ。されば天保九年の建白には、和蘭とさへも、通を謝絶す可しと云うた。而して彼は、

なまじひに夷狄へ義理立いたし候へば、追々彼が術計に陥り申へく候。すべて異人は利欲の心深く、恥をも忍び、怨をも隠し、その欲心を遂げ候儀を専らにいたし候。……此上はいよいよ文政(二切打拂)の御主意にて、夷狄を御遠ざけ、神國の人は、夷狄を惡み、夷狄の人は、神國を怨み候やう御仕向け然るべく存奉り候。(水府公献策)

齊昭意見  
の開陳

と云うてゐる。然るに天保度の改革に際して、其の十三年七月廿六日に緩和令出づ。(參照 一六)いかで彼が之を黙過す可き。此に於て齊昭は、正々堂々、眞

甲から反對の意見を、幕府當局に開示した。諸當御代、追々御改正仰出され、小事までも御世話有せられ候。中興の御

北地ラツ  
コ鳥春ば  
る

此度異國船取計ひの儀、仰出され候は、如何なる御譯合に之れ有べく候や。御懐合の儀、計り奉り難く候へども、文政八年二念なく打拂ひ候やう、大久保加賀守より觸出し候は、實に祖宗の御舊法にも、御明断にて、日本永世の御爲め、此上あるまじく候。右御觸の儘にてさへ遠國にては、内々交易等も之れ有る歟に、承り及び、殊に北地の儀は、近頃「ラツコ」島までも奪はれ候。それらの儀は、御察當もこれなく、却て奸賊の異人御仁恵を施され候ては、日本を存じ候者は、力を落し、不正の利を貪り候ものは、内心にて悦び、腐儒蘭學者などは、莫大の御仁恵と申し上ぐべく候へども……神國の安危にも拘り候ことに候へば、速に文政の御觸に御復し、防禦の儀、其節よりも、一段嚴重に相成り候やう遊され候て、此後萬々年の後迄も、御動き之れなき様、金石になりとも、御彫付け、此後いかなる御役人出候とも、右は改め候こと相成らざる様に、致し度ことに候。

腐儒申上  
か

臆病を示  
す所以

盜賊押入  
の例へ

彼は此の如く當局に痛棒を與へてゐる。而して更らに一步を進め、恐れながら上(將軍家)の御賢明は、追々承知奉り候へども、此度の命令は、腐儒蘭學者より申上げ候節か、又は内々交易之れある國々より、齎し出來候様なることには之れ無く候や。存分に申上候へば、御名目は御仁政の様に候へども、臆し候意味を、日本は勿論、外國迄も御示し遊ばされ候姿にて、如何にも遠大の御謀慮之れなき様に、憚りながら存奉り候。何程享保寛政に御復し遊され候とも、悪しきことまで御學び遊され候には及び申さず、又文化文政の御政事たりとも、御宜しきこと迄改め候は、如何しく存奉り候。

と云うてゐる。彼は此の如く緩和命令は、畢竟我が臆病を示す所以であるを論じ。更らに又た其の論法を轉じて曰く、

尤此節の御觸も、海防等は、是迄よりも手厚く致し候様との御儀は、有難き御事に候へども、譬へば盜賊門内へ入候ても、手出し致すまじく、刀を

拔き候とも、此方の動靜を試み候ために之れ有べく候間、揺動いたすまじく、我頭上へ切かゝり候はゞ、其節は召捕様にと申す如く。又夜中にても門を明けをさ、三つ道具等のみ嚴重手重くいたし候様にと申候ては、御行届きの程、何とも安心致さず候。その上盜賊より不仁なりとの譏り候を厭ひ、盜賊をなつけ、其手をふやし候は、御仁政には相當致すまじく候。彼には此の如く彼相應の理窟がある。而して更らに又た、

古來孤立の理由

日本は一小島にて候へども、これまで萬國に孤立致し候は、畢竟萬國へ義理立致さず、古來より威光にて押抜き候故と存候處。異人の術中に陥り候上にては、最早其節に至り、二念なく打拂へと仰出され候ても、機會に後れ申すべく候間、只今の内、速に御決斷遊され候様致し度、と論じてゐる。

幕府當局の迷惑

彼の此の意見には、幕府の當局も、随分手こづつたであらう。何を云うても、三家の一人が、斯く當局に意見を具申するからには、全く之を無視する譯にも

露國また拒絶すべし

參らず、さりとて之に同意する譯には、猶更參らず、先づ有耶無耶の間に握り潰したものであらう。齊昭は又た其後、清蘭の交易、御停止の儀、これまで度々建白いたし候へども、迂濶の論故、御取用もこれなく、是非に及ばず候へども、此上萬一北狄の儀（露國を斥す）兵威を以て敵し候とも、又浸潤願ひ出候とも、苟安の策にて、新たに交易御評議の儀は、必御無用にいたし度、御如在は之れなきことながら、狂人の憂を吐露致し候也。と云うてゐる。されば彼は清國とも、交通を絶つ可しとの意見であつたらしい。斯る意見で、突撃せられては、幕府當局も頗る迷惑したであらう。

### 【二八】北邊の經營及び防備

齊昭は北地の經營及び防備に就ては、別に一隻眼を具へてゐた。彼は幕府が一時松前家より北地を引き上げ、之を幕府の直轄となしたるに拘らず、幾もなぐ更らに之を松前家に下附したるを以て、大なる失策と認められた。寛政の頃、蝦夷地御開きの儀、等しく御住居これあるべき由の處。昔より松前志摩守へ御任せ遊され候土地のことゆへ、御引上げに相成り候も如何敷との御評議に候や、其儘に差置れ候内、果して騒動出来神國の恥辱を引出し候に付、蝦夷の地、御引上げ遊され、志摩守も處替へ仰付られ、松前奉行御定、公邊の御持に遊され候儀、誠に御尤千萬の御儀に御座候處。僅に十餘年過ぎ候へば、又元々の如く御返し遊され候儀、憚りながら御失策と存奉り候。

此の如く斷言し、彼は更らに左の通り踏み込んで、言を立てゝゐる。

御懐合の儀は、委細存奉らず候へども、文化の度、松前御引上げに相成り候は、御政道正しき時節にて、文政の度、御返し相成り候は、賄賂行はれ、御政事も相弛み候御時節に御座候へば、この箇條も、御引上げと御返しとの善悪は、相分り申候様存奉り候。

と。是れ即ち幕府が賄賂の爲めに、再び北地を、松前家に返却することになつたと云ふ意味合ひだ。而して彼は松前家に就て、左の如き彈劾的文句を並べてゐる。

蝦夷の土地、松前家へ御任せにて行届き候ことに候はゞ、元より御引上げにも及ばず候へども、何申すも、極々小家の儀、殊に古來より利益のみ貪り、神國の御爲めに蝦夷を切開き申すべく杯申す志は、毛頭これなき家風に相成。又たとひ志し候としても、人數も少なく、力及びかね、先は當座の無事を好み、夷々段々南を志し候へば、松前は、明かに跡しりのみいたし候勢ひにて、所詮右家へ御任せ差をかれ候ては、蝦夷地御開き杯は六ヶ敷候故、一旦引上げにも、相成り候こと、相見え申候へば、松前奉行御立にて御模通り宜からず候はゞ、幾重にも永續の御仕置御評議にて、神

齊昭の蝦夷對策

國の御威光くじけ申さず候様、遊されたきことに御座候處、間もなく御返しに相成り候儀、いよ／＼蝦夷は北狄の蠶食へ御さし向け遊され候も同様にて、何とも残念千萬に存奉り候。此れが彼の滿腹の慷慨禁じ難き要點である。而して彼は其の對策として、左の如く陳じてゐる。

北狄強大

蝦夷の儀は、當時神國の大患にて、恐れ多くも征夷大將軍の御任にあらせられ候へば、御出馬遊され候て、御直に御下知にせられ候ても、然るべき様の御儀に之れあり。併しながら當時の勢ひ、右様にも遊されかね候段は、申すに及ばず候へども、重き御目代仰付られ、篤と御世話有せられ候では、御届に相成まじく候。所謂將軍家の重き御目代とは、何人を斥す乎、蓋し彼れ齊昭、自から之を以て任じたのであらう。彼は更らに左の如く急言、切論してゐる。只今は北狄強大にて、蝦夷近くまで押附け居、尙又唐太島の儀は、蝦夷の種

露國の禍

類にて候處、今は清國へ貢を納め候様に相成り、眼前二つの大敵を引受け居候へば、長崎よりも要害の地に罷成り候。而して更らに露國の禍に付て、左の如く語りてゐる。外患の儀ヲロシアには限り申さず候へども、外々の夷狄の數萬里の波濤を越へ、渡來り候儀にて、さしあたり御患は之れなく候處、北地の儀は俄羅斯より攻られ候義は、日々月々其患ひ深く相成り候ことにて、……何卒御熟慮在せられ、文化の例に任せ、松前家より御引上げ遊ばされ、蝦夷地鎮撫開拓の御處置在せられ候様仕り度、御當家の御爲には勿論、天下萬世の至願に堪へず存奉り候。誠惶々々頓首。

天保九年戊戌八月朔日

齊昭の志望

この此れは決して單純の建白ではない。彼れ齊昭は、更らに自から將軍の目代として、北門の藩屏たらんとする、一大志望を有してゐた。此れは畢竟その前提に過ぎなからう。

【一九】齊昭の北地獲得運動

齊昭の希

齊昭は單に幕府に向て、北門の防備、及び北地の開拓等に就て、獻言するばかりでなく、實は身親から其任に當らんことを欲してゐた。其の顛末は、齊昭の尤も親信したる藤田東湖の所記、之を詳かにして餘蘊ない。

初め哀公（齊修）の季年、國用足らず、因て増俸を請ふの議あり。而して哀公薨ず、是に至りて國用急を告ぐ、有司復た以て請ふことを爲す。公（齊昭）曰く、土地人民は有功を賞する所以、今寡人父祖の餘澤を以て、員に三藩に備はる、毫髮の幕府に報ゆる無くして、而して徒らに窮乏を以て増封を望む、何を以てか訓を諸侯に示さん。已む無くれば則ち蝦夷地方乎。（回天詩史）

大久保忠真に謀る

彼は此の如く其の襲封の際から、蝦夷に目を懸けてゐた。因りて嘗て講ずる所の策及び地圖一匣を出して有司に示す。有司益す恐怖す。公遂ひに其由を書して以て閣老故小田原侯 大久保加賀守忠真に謀る。實に天

水野忠邦に謀る

保五年也。侯公の書を得て亦大いに驚く。然も侯は近來の名宰輔也。常に洋夷の跋扈を慨す。乙酉（文政八年）の令（折拂令）蓋し侯の決斷に出づ。故を以て亦た深く公の心を用ゆる、人の意表に出づるを感ず。適ち往復辯難する者數ばなり矣。……其の城中に相ひ見る亦た屢ば以て言を爲す、侯（大久保忠真）持重未だ以て遽かに對ふる有らざる也。幾もなく侯病んで卒す。公又た濱松侯（水野忠邦）に謀る。侯大いに公の説を是なりとす、蓋し侯沈鷲にして智略有り、公の銳氣當る可らざるを慮りて、暫らく其鋒を避くるのみ。而して公は自ら信ずる愈よ厚く、暇有れば、則ち地圖を按じ、形勢を審かにす。（同上）

久しき間の希望

申立再三再四

一八）捧呈（天保九年）以前からの事だ。彼は天保五年午九月、老中大久保加賀守（忠真）へ、家老中山備前守もて、蝦夷地拜領の儀を申し立て、猶又側用人大久保甚五左衛門は、忠真の同族であるから、その縁故を以て、同人もて蝦夷の地圖まで持ち出して、再三申し立てた。其

後水野越前守老中勤務の際には、同様の事申立て、書類數十通に及んだ。

〔水戸歴史譚〕

右に對する忠邦の態度

水野が如何なる態度もて、齊昭の意見に對したるかは、更らに其の問題を提げて、天保十一年十一月、藤田東湖が齊昭の爲めに、水野に使ひしたる際の情況を見れば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。

早速越前殿(水野忠邦)出會被<sub>レ</sub>致候間……兼々被<sub>レ</sub>仰付一候通り、上公第一の御主意、粗演述仕候處。北地の事に至候へば、申さば更に取合不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申、中納言様の御主意は、追々御直にも相伺、又御書付等も拜見仕り、其段は委細奉<sub>レ</sub>畏候との事にて、何れにても取付様無<sub>レ</sub>之、あまりくだしく、申述候へば、咄され候間には、彼方より座を立はづされ候様なる釣合に御座候間云々。(彪物語)

藤田東湖の報告

此れは東湖の報告書の一片だ。而して聰敏なる東湖は、水野忠邦が口是腹非の真相を、能く見て取つてゐた。

幕府の思

やはり内心は實に御請は安心不<sub>レ</sub>仕候。上公(齊昭)御鑑定にては、越前(水野忠邦)のみは、内實張迄居候へ共、西天にのみ(西の丸にゐる大御所家齊の事であらう)滯り候様に被思召候へ共、夫のみには無<sub>レ</sub>之、やはり御老中並政府の模様も、北地は所詮御六ヶ敷事に點をかけ置候。半と被<sub>レ</sub>存候。

空しく邪推を受く

と報告したのは、如何にも真相を得たるに庶幾きものであらう。惟ふに幕府側では、齊昭が北地問題を、彼是やかましく演じ立つるも、そは當人が、其地が欲しさの餘、斯く方便を廻らすものと猜推したのであらう。齊昭が一代野心家であることは、當時幕府の有司仲間には、隠れなき事であつた。而して是れは、必らずしも幕府有司の猜疑心ばかりでなく、齊昭當人が、自から招きたるものと云はねばならぬ。

齊昭が北地の意見は、固より經世的公論であつたに相違なかつたが、然も北地を得て、水戸藩の窮乏せる財政を、救済せんとする下心あるのみならず、其の運動が頻繁であつた爲め、折角の天下の經綸策も、一家を富ます腹案と邪推せ

られたのは、返すくも遺憾の極みであつた。玉鉾のみちのく超えて見まほしき、蝦夷か千島の雪のあけぼの」と。此れは藤田東湖の詠だ。當時君臣の意氣、亦た諒とす可きものがある。

### 〔二〇〕 齊昭と忠邦

引兩者の掛

齊昭の在國願ひ

徳川齊昭と、水野忠邦とは、兩雄相ひ許すと云ふよりも、寧ろ兩雄併び立すと云ふ情態にあつた。されば一方は天下の老中であり、他方は將軍家三親藩の一である。而して何れも一筋繩にてはいけぬ人々なれば、兩者の掛け引きは、虚實々であつた。されど要するに改革の先著は水戸でありて、水野はそれに模倣したとは云はぬが、少くとも其風を聽いて起つた趣きがないでもない。元來水戸家は、定府同様にて、其の藩主の歸國は、一代漸く一度位にて、齊修

忠邦の齊昭敬遠

(家公)の如きは、一度の歸國さへなかつた。然も齊昭に至りては、最も重きを藩治に措き、天保四年の春、幕府の允許を得て、水戸に還り、親から藩政を裁した。十一年正月、又た幕府に請うて藩に就いた。而して其の八月には、建築中の學校—弘道館—未だ成らざるを以て、一年の延期を幕府に請うた。然るに天保十二年四月二十日、老中太田備後守は、書を齊昭に送りて、參府を勧めた。此れは家齊時代の權臣、林肥後守、水野美濃守等何れも讒を被りて、水野忠邦獨り權を専らにせんとする徵象を見たから、太田等は、齊昭を引いて、水野の權を抑へんとしたものであらう。然も齊昭は、此方から二個年の在國延期を請ひつゝ、今更ら突然參府も穩かならずとて、之を辭したが、六月三日太田は老中を罷めた。而して七月二日幕府から其儘五六年在國然る可しとの達があつた。是は越州(忠邦)の計と見えたり。越州は何にても、己れ一人して功を爲して見せんとの意なれば、公をば忌み憚る所以なり。(水戸歴史譚)と云ふ者もある。此れも一説だ。



藤中下國  
願ひ許さ  
れず

齊昭が藤田東湖を遣はして、北地獲得運動を、水野に向てなさしめたのは、天保十一年十一月十二日の事だ。〔參照 一九〕而して其の翌年七月には、更らに藤中登美宮(吉子夫人)の下國を請はしめた。親藩にあれ、譜代にあれ、大名の室家を江戸に置くは、幕府の定法なれば、如何に幕府が五六年の在國を命じたればとて、斯る願を容易に聞き届く可き筈はない。

東湖の忠  
邦觀

越前守是迄は、餘程上公(齊昭)を乍恐向ふに仕り、内心には定而自分の儀(忠邦)を何と歎、水府公より御申立に相成候半と、存居候位の顔色に相見え、太田備後守退役にて安堵仕り、上公長く御在國にて安堵は仕候得共、又眞田(松代城主幸貫)と御合併可被遊哉と心配仕候に相違無之鑑定仕候。……扱世間にて何と申候共、越前守の外には、御改正之元を取候人物有之の間敷との御意、兼々奉承二承知居候義ゆゑ、右御意を含み問答仕候故、越前守も、疑相晴候顔色と罷成、後には少々悦氣の容子も相見え、兼々氣惡敷人物とは奉存候へ共、かく迄には有御座一問敷

忠邦疑を  
味らす

東湖の苦  
手

惟ふに流石の東湖も、忠邦には苦手であつたと思はる。尚ほ齊昭と、忠邦の關係を見るに足る可き資料として、左に東湖書狀の一節を掲げんに、愚臣越前へ對話の義、君夫人(登美宮)御下向之義は姑くなし置、第一越前守疑をばらし候には、大に幸之様奉存候。先日羽倉外記(簡堂)方罷越、いろく公邊之風聞承候處、外記申聞候は、私儀(羽倉)越前守懇命を受居候間、容易に噂申兼候へ共、水戸様長々御在國は、越前守敬して遠け奉り候哉と愚察。尚又備後守(太田)退隱杯も甚残念之筋御座候。水戸様にも定而濱松(水野忠邦)を御惡み被遊、此上同人御退けの義、御建議可被爲在哉と奉恐察候へ共、何を申も、濱松杯の人材、當時は無之、同人はあらごなしは得手に御座候間、兩三年之所は、存分爲働、其上

羽倉外記  
の觀察

齊昭また  
忠邦の人  
物を知る

にて、大害を振候はど、たとひ水戸様御建議無御座候迎も、有志之者一同  
 建白も可仕、何卒今之内は助け置申度。乍併水戸様は御承知被爲在ま  
 いと、私壹人には無之、有志之者一同心配仕候旨、極密に申聞。右  
 同志と申は、川路三左、岡本忠次、江川太郎の類と存候。仍而愚臣相答  
 候は、一家の政事と違ひ、公邊へ拘り候儀、水戸殿にも代々手元調之義  
 にて、臣下へは一切申聞も無御座候間、如何様建議被致候哉、有無共  
 相別り不申候へ共、乍併彪（東湖）愚案いたし候に、世間にてはたとひ惡  
 口等有之候共、越前守外に、御改正之元を取候。人才有之間敷旨は、  
 水戸殿にも度々噂被致候は、無相違一承居候。間、貴兄杯御心配之様  
 なる事は、建議被致間敷候旨相答申候。〔東湖全集〕

此にて兩者が如何なる間柄であつたか、略ぼ推察せらるゝ。何れにしても齊  
 昭が、五六年間國許滞在を命せられたのは、忠邦が敬遠したと云ふの外はある  
 まい。



（載所集全山録・藏所氏一元邊渡本原） 像書山寧邊渡

## 第四章 渡邊崙山と高野長英

### 【三】 渡邊高野の疑獄事件

天保改革  
前提

水野忠邦の天保改革に入るに先立ち、一言の必要は、渡邊登、高野長英疑獄事件だ。抑も海外の勢力が、我が日本に逼らんとするを見て、憂慮の餘、其の意見を陳述したる渡邊登、高野長英に就ては、既記の通りだ。(参照 文政天保時代、八七—九九) 而して水野忠邦改革の序幕として、此の渡邊、高野等疑獄事件が出て来た。

モリソン  
風説  
渡來の

當時蘭學者、若しくは蘭學に關係ある進歩主義者の間に、尙齒會なるものあり、互ひに相ひ會して、意見を交換した。偶々天保九年十月十五日の會日に、會員過半退散、芳賀市三郎なるもの、窃かに懷中より一書を探り出して申す様、此れは和蘭甲比丹から、長崎奉行久世伊賀守に密訴した書付であると。其の大

評定所決

要は英船モリソン、日本漂流民七人を護送し、長崎を経ずして、直ちに江戸近海に著岸し、漂流民護送を名として、貿易を要求する意ありと。老中水野忠邦は、文化初年露使レザノットの例に準じ、應接の意あつたが、之を評定所に下して議せしめたるに、衆議宜しく文政年間發布せられたる、打拂令を實行す可しと云ふに一決し、十月五日を以て、答申したと云ふ。蓋し芳賀は評定書の記録方であつたから、其の文書をも見、且つ樞要の評議をも聞き得たのだ。

過去未  
來と誤る  
風聞書

乃ち此れが原由となりて、渡邊、及び高野の意見書は出で來つた。その顛末は既記の通りだ。(參照 文政天保時代、九六一九九)  
元來モリソン號は、天保八年六月二十八日(一八三七年七月三十日)浦賀に來り、要領を得ずして去つた。されば和蘭甲比丹の風聞書なるものも、實は過去の事を、未來と取り違へたるものと云ふ可きものだ。然るに此の風聞書が原由となりて、幕府は固より民間まで、彼是の問題を惹起するに至つたのは、聊か不思議

疑獄の眞  
目的

疑獄の張  
本

鳥居江川  
の海邊巡

議の様だが、然も當時海外の勢力が、我が日本に潮の如く來り逼りつゝある、其の空氣の頗る濃厚なるを見れば、必らずしも驚くに足らぬ。抑も渡邊、高野の疑獄は、果して彼等が目的であつた乎、將た彼等背後の進歩論者を、一網羅織し去る爲めであつた乎。そは猝かに斷言し難い。  
されど此の疑獄を起したる張本は、當時の目付鳥居忠耀であつたことは間違ない。鳥居は林家の中興述齋の次子にして、其の人と爲り、機略に饒み、果敢にして權數多く、而して陰險、嫉妬、厲克の漢であつた。彼は固より漢學の本家たる出身であれば、蘭學の徒を喜ばなかつた。而して最近には、葦山代官江川太郎左衛門と隙を生じた。其の次第は左の通りだ。  
彼等兩人は命を奉じて、浦賀附近の海邊を巡察した。本來江川は進歩者流にして、鳥居と相ひ善からなかつた。而して鳥居の屬吏小笠原貢藏は、文化の初め松前奉行に従ひ、蝦夷地方に遊び、外國の事情に通じ、測量を善くするを以て、自から薦めたものだ。されば鳥居は彼の言を信じ、彼をして巡察の地圖を製せ

兩人隨を生ず

しめた。江川は鳥居の副たるが故に、固より之を鳥居に一任した。圖成りて鳥居は揚々として、之を江川に誇示した。然るに其圖や一切物になつてゐない。此に於て江川は病と稱して鳥居に會せず、急に使を江戸に遣はし、渡邊登に頼りて、其人を求めた。渡邊は之を高野に謀り、高野の門生内田彌太郎、奥村喜三郎を遣はした。内田は算數に長じ、奥村は西洋式の測量術に長じてゐた。然るに小笠原は、彼等が己の功を奪はんことを虞れ、之を鳥居に讒した。

江川下條の製圖進呈

鳥居亦た江川の爲めに、其功を奪はれんことを虞れ、奥村が増上寺靈屋の吏僚であつたことを理由として、僧侶の下に屬する役員は、國家の御用に任ずる例なしと云ひ、之を江戸に還らしめた。江川は其の非理を知るも、強ひて争はず、専ら内田に命じて、測量せしめ、江戸に還りて、之を渡邊、高野の徒に謀り、精細なる圖、及び邊備の解説を附して之を幕府に致した。鳥居も亦た小笠原の立案せる復命書を呈した。然るに兩者を對照すれば、とて

も較べ物にはならなかつた。此に於て江川の評判は愈々高くなつて來た。而して鳥居は之を面白からぬことに思ひ、何時かは江川に報いるあらんと、其日の來るを俟つてゐた。而して其日は來つた。それが渡邊、高野の疑獄一件だ。

鳥居耀藏と江川坦庵

耀藏の人

坦庵の人と爲り

耀藏名は忠耀、林家中興の儒宗と稱せられたる述齋林銜の第二子。聞老水野忠邦の信任する所となりて日付の職に居る。資性頑強、氣膽あり、權略あり、天成の酷吏として陰險、忍刻、猜忌、貪婪等の諸惡素を一身に具有し、苟も己れに嫌らざる者あれば、鞭ち之を搏撃し、必ず死地に陥れて後已む。舊思想の中心たる儒家に生れて、其個固なる教養を受けしを以て、蘭學を嫌忌すること殊に甚しく、邪説化を亂るの本源となして、力を其鎮壓に用ひ。坦庵は其祖先以來太郎左衛門を通稱として、世襲の韭山代官たり。人となり剛正沈重、身を持つる儉樸にして、事を處する敏活、時勢を洞看するの識見と、世變に應酬するの機才とを有す。其の所轄地、洋海に瀕するを以て夙に意を海防に注ぎ、屢々幕府に向つて獻議する所あり。常に曰く、敵に備へんと欲せば、先づ敵情を知らざる可からずと。渡邊華山、高野瑞草の徒と交遊して、海外の形勢を問ひ、西歐の新智識を收容するに務む。蓋し耀藏は其出身よりするも、其人格よりするも、將た其地位よりするも、舊思想の代表者

たるに恰好の資格を有し、坦庵は其識慮、材幹、力量に於て新思想の代表者たるべき十二分の價値あり。而かも此兩代表者は海防問題によりて衝突の序幕を開けり。(徳川三百年史)

【三三】 疑獄の真相

無人島渡航の企て

當時江戸に於て、山口屋彦兵衛なる者等を首として、無人島渡航を企つる仲間があつた。そは其島を開墾して、物産を興隆せんとする、謂はゞ一種の山師氣分、冒險企業の類にして、固より國法を壞るなどの考へもなく、將た國家の治安を妨げんとするの惡意もなかつた。之を採知した小笠原貢藏は、其の仲間の一人花井虎一―御納戸番―を見、彼を脅嚇して、幕府が彼等を一網に羅織せんとするを告げ。その禍を免る、爲めに、速かに目付鳥居忠耀に向て、無人島

一味の訴へ出で

渡航の企は、畢竟登社連中の主唱に出るものなるを敷張し、訴へ出でよと教唆した。

斯くて花井は其言に従ひ、左の意味の事を、鳥居に向て訴へた。近來蠻學盛んに流行し、天文地理より、醫學本艸に至る迄、何れも蠻學もて之を講究しつゝあり。而して大名には島津家、三河、原の三宅家の如き、旗本では松平内記、松平伊勢守、下曾根金三郎、江川太郎左衛門、古賀小太郎、羽倉外記の如きあり。諸藩にては紀州の遠藤勝助、水戸の立原任太郎、雲州の望月菟毛、庄司郡平、又た田原の渡邊登、岸和田の岡部家抱の小關英、又た町醫師高野長英、鈴木春山の如きあり。彼等は妖言を放ち、外夷を稱賛し、人心を煽動す。頃る彼等の仲間、黨を結び、無人島渡航の企てあり、是れ全く羽倉外記、江川太郎左衛門等の賛助に出づ。此れは其名無人島開墾であるも、其實は外國に渡航して、交通を開かんとするにあり。而して風説によれば、彼等登社の連中は、曾て大鹽平八郎とも親交を結び、其の逆意に與みしたと云ふと。

先づ渡邊  
高野を懐  
牲とす

鳥居は單に此の訴狀の受領者であつた乎、將た併せて製造者であつた乎。何れにしても彼は直ちに之を老中水野忠邦に具申し、先づ渡邊、高野を、其の犠牲者とした。此れは彼等よりして、江川一派に蔓及せんことを期待したものであらう。渡邊の日記を按ずるに、左の一項あり。

五月六日 此古物(圖あり略す)水野相公の藩人小田切要助藏物也。訪ニ小田切氏一燈下に見る。此日主人予履ニ虎尾一事を云ども、自信せず、必流言の達たるなるべし。(客坐掌記)

登の召喚

彼は飽く迄も之を風説として、聞き流してゐた。然も彼も事の益々急なるを見、高野を招き商議した。恰も同時に町奉行大草安房守より、召喚狀が到來した。時に天保十年五月十四日、渡邊登實に四十七歳だ。

登取調

其の門人椿山の日記に曰く、

一 蒲川來、唯今華山先生へ罷越候處、昨十四日八ツ時(午後二時)俄に大草安房守殿御役所へ御呼出有之、先生へ御不審三ヶ條御尋、御吟味中揚屋入

家宅搜索

被ニ仰渡。右同道人へ與方同心差添、先生宅書物取調相掛り、既に唯今迄も右取調不ニ相濟候由、春山宅も同様取調。蘭書の方は、御取上げの由。

一 今日夕七時(午後四時)宅取調相濟、役人引取、蘭書類長持、諸家へ往復の手紙一籠、御役所へ御取上げに相成候由。

十八日晴 一、小寺大八郎來、先生(渡邊)文通に云、右は花井虎一、山口屋

彦兵衛兩人の者より讒言の由、實は監察(鳥居)より發現の由也。是の案は過

日江川太郎左衛門、御目付鳥居忠耀殿と、浦賀御改の節、殊の外、かくしつ

有之由、其後鳥居家より江川へ取入、無二の懸意に持掛け候由、此節は

表向甚和親の體也。來書監察とあれば、ここらから發る所かと遠察の由に

付、奉行所へ吞込方取扱頼候由申聞。(華山全集)

以上にて略ぼ其の要領が判知る。尙ほ彼と同罪なる高野長英が、獄中から立原

杏所(任太郎)に寄せたる一書によれば、

林述齋の  
憎み

長英の書

或人の説に、宿儒老先生(林大内記術、鳥居の實父)夢物語(高野著)を一見して申ける

疑獄原因  
明瞭

は、如レ此書を述ぶる者は可レ斬となり。又華山西學を好候を、甚だ忌候由。又華山の西學を助くるものは、小生(高野)並三英(小關)と申、是又殊の外惡み被レ居候由。是れ一原因と被レ存候。

又當春江川、鳥居兩君浦賀巡見の節、海岸諸處測量の儀に付、其間不和の由承候。是は鳥居君に從居候御小人目付小笠原貢藏と申者、少々町間術心得居候方歟、大抵繪圖書認候處、其仕方不ニ宜敷一方歟、江川不服、仍て華山紹介にて、小生社中の奥村喜三郎、内田彌太郎を招候處、貢藏右を恨み候儀に付、竟に其禍を啓き候由、是又一原因と奉レ存候。

扱て貢藏兼て虎一と懇意の由に付、右を欺き出訴爲レ仕候て、華山、小生並一體西學者流不レ殘吟味爲レ致候て、竟に江川、羽倉にも波及爲レ致度の存慮と相見へ申候。

六月初六日

新舊思想  
の衝突

此にて彌よ此の疑獄の真相が分明した。要するに大にすれば、新舊思想の衝突

であり、小にすれば、鳥居對江川等の衝突である。渡邊、高野は其の犠牲者たるに過ぎない。

### 【三】 無稽の罪案

長英自首

渡邊登の共犯と目せられたる高野長英は、一時逃亡せんとしたが、再考の上五月十八日自首した。而して小心なる小關三英は、連類を恐れて自殺した。然も渡邊は種々の鞠問に遭うたが、其の罪案とす可き無人島渡航一件は、當人とは全く没交渉であつた。

登の鞠問

其方奥州金華山にて、異國船見物好み候得者、金子を遣し、一覽出來候様申觸れ候由如何。

此儀は四月下旬、花井虎一參り申すには、奥州金華山の事被レ仰候由、愈よ



なく覺えなき事

左様に候はゞ、私能越度段、申聞け候間、何さ其様なる事聞さ候こともあれど、慥かなる事は不承段、御答申上候。其方、齋藤次郎兵衛なる者、懇意に致し、外國の事など承りに罷越、無人島へ渡り、外國と交易致候段、取結び候旨如何。誠に向に不存、齋藤と申す者は、花井より聞き候旨にて、去年一度罷越候。私儀は沿海異聞(書名)の無人島之書補定仕度、次郎兵衛に問候處、一向に不存、殊に其咄も甘み無之間、他事を申、取合不申、同人歸り、其後一度も參不申、渡海の事は、一向不存申候。其方、石町宿屋山口屋と申宅にて、無人島渡海、異國交易の儀折々打寄り及相談一候旨如何。

私山口屋と申者、一向に不存段申上候。〔華山獄中書翰抄録〕

右は渡邊が、獄中よりの書翰に記したる鞠問の一斑にて、如何に花井虎一の訴訟が、荒唐無稽であつたか、判知る。

對手側の答辯

全く面會しせぬ人

尙は渡邊の對手側の答辯を見るに、左の通りだ。齋藤次郎兵衛は曰く、無人島渡海の事は、若年よりの心願にて、御勘定吟味役控方へも、先年願候儀も有之、今日にても被參候得者、参り度候得共、自力に及兼候。虎一山口屋企て候に付、一二度も往來仕候。熱々面會も不仕候。登(渡邊)事は、虎一すゝめにて、權家よりも無人島御聞合有之候得者、其宅を訪候様申候。登宅を訪ひ候處、一向其事なる事も無之、餘の話を仕、此人高名の人故、むだにも不相成と存、顔を見德に歸宅仕候。前後唯だ一度参り候のみ。

山口屋彦兵衛曰く、渡邊は高名にて、其上外國のことも存候人と申す故、何れ訪候様、虎一より度々話候得共、彼是未だ面會不仕候。無量壽寺僧順宣、其子順道等は曰く、渡邊登と申は、何人に御座候や、一向不存、私え花井虎一と申者、手紙に兼て約束通り、近々渡海可仕候由、御用意可被成と手紙参り候に付、あまり疎急の事ゆえ、願濟の上は

關係者に  
花井のみ

兎も角も可仕段、書き遣はし候。此の如く此の事件の關係者と云はゞ、告訴人の花井虎一こそ其の重なる者にて、渡邊などは全く何等の縁故もなき者であつた。されば獄吏等も、今は詮方なく、其の鞠問の方向を一轉した。

鞠問の方  
向一轉

私こと全く讒言にて、禍を得、先無實之段は、顯候處、宿よりつまらぬ草稿出候而（慎機論、西洋事情答書）昨日吟味と相成候處。私考へ候に、御政事を誹謗致、外國を尊奉致す事、罪名に相定まり可申哉と存候。然る上は軽く候て遠島、御預け之二つに御座候。

真相看破

此れは五月廿三日頃の獄中書簡の一節にて、無人島一件は、入獄間もなく申開きがついたことが判知る。尙ほ六月九日附同人書簡の一節に曰く、  
芟ニ洋學一候に、拙者を首として事を起し候事、不審に御座候。殊に其通之御遠慮ならば、先前廣に禁洋學あるべし。御觸流にても事は行はれ可申候。然るに其趣意頓に變化仕候義、又春夏の交、俄に事を生じ候儀、

小笠（小笠原實藏）の嘘吹と存候。其分けは、草尹（大草安房守）の御沙汰に、鳥印（鳥居忠羅）申立と有之、然る上は事を起し候は、鳥に無相違、其策尤巧なり。

とある。此れは恐らくは事件原委に付て、其の真相を得たものであらう。

### 【三四】松崎謙堂の救解文書（一）

識者の驚

渡邊登の投獄は、實に當時の識者を驚かした。彼は當時屈指の畫家であつたのみならず、亦た志士として、人格者として、世間に知られてゐた。而して特別なる理由によりて一例せば蘭學を主唱するとか、若しくは藩の弊事を更革するとかの爲めに一嫉惡する者以外には、一人の敵もなかつた。

登の同情

彼が獄中より其の弟子椿山に當て、「小生人に怨恨を受候覺無之、何等之義、

登の交道

是又天命にして、尤むるに不<sub>レ</sub>足候」と云うたのは尤だ。されば彼の爲めに蔭になり、日向になりて、其の雪冤、解放の運動をなす者は、少くなかつた。而して彼は若し幕府要路と云はざるも、要路に近接する人々の中に、頗る親しき師友、若しくは友弟を持つてゐた。

彼の交道は頗る廣かつた。一方には瀧澤馬琴等と相親み、他方には江川太郎左衛門等と相ひ交つた。而して當時の大儒佐藤一齋の如きは、「一齋とは親子の如く御座候筋に付」と獄中からの書簡にも書いてゐる。されど一齋は渡邊が林家に不評判の爲め（椿山日記）恐らくは立ち入りて運動するを、敢てしなかつたであらう。

然るに松崎慊堂は、七十の老齡にて、既に江戸城西の羽根澤に退隱してゐたが、水野忠邦の近臣小田切要助を介して、忠邦に一大長文の意見書を呈した。松崎は佐藤と同じく林家の門人にて、述齋が岩村の松平家から養子に來らざる以前からの、林家の門下生であつた。然も彼は一切の忌諱を顧みず、張膽明目

松崎慊堂の教解

して、華山の爲めに雪冤、教解の勞を執つた。

登の清廉

登は從來佐藤捨藏（一齋）社中に御座候處、廿年來私方にも師資之禮を執申候に付、私も無<sub>レ</sub>底意一申談候事に御座候。先其人の大概を申せば、衣服にも上著下著揃候は一襲も無<sub>レ</sub>之相見、平日他行の上著を、禮服之下著に相用、年始などに參り候にも、鬘斗目之不揃之常用衣服を相重、十年前用人の時より其通、只今家老にても其通に御座候。御考合候は、可<sub>レ</sub>相分、此其清廉之一端にて、萬事御推可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下。

偕又其人謙讓にして、誰人に對候ても、一向家老風など少しも不<sub>レ</sub>顯、人之美事は一言一行たりとも必<sub>レ</sub>感心籍記仕候。其人生來好<sub>レ</sub>繪畫一候得ども、世の畫人と違ひ、畫書畫傳など多分研究仕候。より、隨分博覽之處も有<sub>レ</sub>之候間、敬慕納交の人も餘計有<sub>レ</sub>之、誰にても其人を感心せぬもの無<sub>レ</sub>之。

登の謙讓

登の孝行

以上にて、如何に渡邊登が人格者であつたことが判知る。而して彼は更らに渡

邊が孝にして、且つ忠なる所以を、左の如く陳べてゐる。

第一は私存知候二十年以來、母親に孝養を盡し、私方へ参り候にも  
晩刻に相成候得ば、是非急ぎ辭去申候を、同座のもの強て抑留仕候得  
共、入夜候ては、老母案思申候に付、乍ら残念罷歸り候。偶其宅に参  
候節も心付候に、老母に事へ候様子、何となく感心仕候事御座  
候。……御存知も可有之、五郎と申第一御座候。二十歳計の若者に  
御座候を、自身の子三四人有之候得共、彼を順養子に致し、母の心を安  
んじ申積之由。然る處去年去頃か疫邪にて死去仕候以來、母の哀傷を悲  
み、猶更萬事心を付孝養致候様子、誰人も見受申候よし。私にも物語  
など仕候。

登の忠義

偕又主人家困窮に付、登未だ用人勤候節、先之家老某、御家督の實子有之  
を病身と申立、酒井家(姫路侯)の公子を養子に被願、其持參物にて一時の急を  
被救候得とも、遠祖備後三郎高德の血統此に絶るを痛み、己れ家老になり

登の執政

候得ば、右病身にて隱居の公子に、侍妾一兩輩も相付、御出生有之候に致  
し、出生有之上は、酒井家々老河井某(河井準之助)に、右公子の子を當君の  
順養子に可仕申談候處、河井初は不承知に御座候得共、登が忠誠を  
感じ致承知候故、御先祖血統に復する様に相成候を、私にも其話申  
聞悦申候事御座候。

渡邊登は此の如く忠孝兩全の人であり、而して其の執政振りも、中々良好で  
あつた。

近頃六七歳以來、凶荒打續之上、其在所田原海中に指出候場所にも、津  
波の患に遇、一粒の租税も無之候處、種々辛苦遂に餓死等之もの無之様  
取計、其上家中人物之用捨、領内百姓の手當等、毛頭の私無之故、一統  
人氣悦服仕居候。

儀表的人格者

固より田原藩は、一萬二千石餘の小大名にて、其の藩政の如きも、唯だ小規模  
の中に行はれたるに過ぎざれば、未だ政治家としての渡邊の手腕如何を、驗す

るには足らざるも、然も其の小藩の家老として、彼が善政を布いたことは、間違なき事實と云はねばならぬ。即ち松崎慊堂の見る所によれば、彼は私人としても、公人としても、殆んど儀表的な人格者にして、とても繹綫の厄に罹る可き人ではない。

### 華山の洋學

先生三十二歳の頃より心を深く洋學に傾く。然ども自ら原書を讀まず。但し當時洋學と稱するものは唯だ阿蘭陀國の書冊あるのみ。而して其書を讀解する者は江戸に小關三英、高野長英、畠中善長等の數子あるのみ。先生常に小關高野の二氏を招き地志歴史の類を讀ましめ、譯言を聞に隨て筆記し、編冊を成す。然れども二氏等洋文の義理を解する頗る苦澁にして通じ難き所多し。然るに先生其譯言を聴き、筆記する所、二氏の未だ及ばざる義理に通じ、速かに其文意を明辨し、能く原書の要旨を得たり。故に毎に二氏案を拍て其敏捷に歎服す。僕の阿蘭書典を弄藏するも亦先生の勳業するものにして、毎歲春長崎の譯官阿蘭使節の貢物を江戸に献ず、爾時必ず阿蘭國書を齎來れば(當時都下市店西洋書典を販ぐを許さず、故に只此時僅に其を獲るのみ)僕をして資を傾けて購はしめ、一室圖書充棟に及べり。故を以て僕の愚昧西典の端を窺ひ得るも、皆先生の庇蔭なり。故を以て

數年の後(先生歿後に係る)僕佐久間象山に譲らるゝも、藏書に富を以てなり。故に僕毎に言ふ、象山の僕に交るは藏書に交るなりと。以て笑談とす。(三宅友信、記華山先生略傳)

### 【二五】松崎慊堂の救解文書(二)

主君以下の悲嘆  
慊堂は渡邊の平生の言行、及び其の公私に於ける履歴を擧げて、其の稀有なる人格者であることを證明し、且つ讚稱し、更らに一轉して、左の如く云つてゐる。

然る處此度牢獄の御沙汰に及、主君(三宅土佐守)初末々の輩まで、一統悲嘆  
仕候段、御存知之通不レ及ニ申上候。私も其事承知候以來、格別焦  
勞仕候儀、御存も可レ被レ下、世上の横議を傳聞仕候處、登を知る

もし知らぬも愁嘆不仕もの無之。然る處六月中旬に至り、登申開き相立、不遠出牢と申模様、乍傳聞大抵は無相違と申消息承り、先安心仕候。然る處當月(七月)中旬に至り、口書被仰付候由、口書之結語以之外、手重之様、復又申觸候に付、獄事老練の人などに従ひ承合候處、最早奉行所にて口書定之上は、一寸之動搖もならぬ事、个様之時分、老人之不入事、登之天命に可仕など申候。奈何様隱居者之出候處には無之存候得共、世上議論に、

此獄之起り、一議人有之、登に格別懇意之もの、登を動搖致し、謀叛之罪に陥入、其事を以て、其身の昇進之階梯にせんため、訴人致し候を、御役人之中、御取上被成候より、右牢獄の御沙汰と相成候處、六月中登申開き相立候上は、最早出牢可被仰付處、夫れにては右之讒人已れ之罪不可逃と存、尙又再訴仕候故、其より正面之夢物語、無人島之御吟味、登か反故之上に移り、朝政を誹謗と申罪條に變じ、此通にしつらひ申候由。此

間病中、右議論に付、能々相考候處、口書結語輕重之實否は、外人之測知すべきに非ざれども、縱令奉行所手重之口書なりとも、必究之處、宰相之御方様之御裁斷之上、相決候事、其宰相之御方様は、第一其相公(水野越前守)次而我主人公に御座候。(太田備後守)山野之隱居、碌々之老耄ながら、相公様(水野)御覺の數にも被入置候、公家御恩之身にて、我弟子之列に、技藝之末にても世に知られ、其人忠孝之實跡も慥に有之候而、此獄世上人々疑敷存候か、誹謗朝政之罪條に陷候ては、如何と乍恐奉存候。且登母子慈孝一家之事にて、天下之大政かへられ候事は、萬々無之事に御座候なれども、……誹謗朝政之件は、漢律は亡び不可知、唐律に無之候得ば、本朝の律にも無之、明律清律にももとより無之候。慊堂は此の如く朝政誹謗を以て、人を罪する法律なきことを陳べ。更らに一步を進み、此の如きは、決して賢君明相の爲す可きことにあらざるを説き、左の如く張膽明目して喝破してゐる。

何となれば聖人之世には、開四目達四聰、世界中之申分少も中途に壅滞を恐れて、進封之旌、誹謗之本などを立られて、未々之雜人迄、十分存寄と申せと求められたる也。

左傳、頃は春秋戰亂之時なれども、鄭國之郷校之書生ども集りて、國政を誹謗する故、或人郷校を毀んと申たれば、執政の子産、それをとめたり。誹謗にて人を罪するは、周の幽王、秦之始皇、漢武帝などには有之とも、暴主之所爲、實に亂世之事故、聖人に無のみならず、漢唐明清之津にも曾て無之候。

誹謗罪を  
構成せず

而して更らに又た一步を進めて、渡邊の所謂る誹謗なるものは、罪を構成する種類のものにあらざるを辯じて曰く、  
況や登が誹謗いまだ反古中に認たるのみにて、曾て外に露したるにも無之、屋捜をして反古取出、吟味仕たらんには、誰かは罪人ならざらんと、此間中逢人の内、皆ひそくと申事に御座候。

水野一覽  
を豫期

此處など考合せられ、大に天下有識の心を汲取らせられ、小は登母子慈孝之私を、御憐愍被遊、相公之御仁政至らぬ隈もなく、天下感悦奉候。奉願候事に御座候。此意貴兄(小田切要助)御勸考不苦とおぼし候はゞ、御侍坐之節、何卒竊に被達ニ尊聽(水野忠邦)候事は相叶間敷候哉。  
以上は天保十年七月二十八日附にて、松崎慊堂が、水野忠邦の近臣小田切要助に與へたるもの。固より小田切の手より、水野の一覽に供す可く、それを豫期して認めたるものだ。而して此の小田切が、即ち渡邊に向て、其の禍機の近きに逼るを告げたる者であつたことは、既記の通りだ。(參照 三三)

【二六】 松崎慊堂の救解文書 (三)

登の黙舌

慊堂は更らに告訴人たる花井虎一に就て、左の如く陳述してゐる。

小言と慎  
據論

尙又實事に御座候哉、口書之内(渡邊口書)缺舌小言、慎機篇とやら申書認  
 か、り候處、國家之事に關候事故、誰にも爲見不申候得共、竊に花  
 井寅(虎)一と申もの一人に爲見候段御座候由、其事傳聞之通に御座候  
 は、成程登にも似合ぬ粗脱之事に御座候。私は登と師友之義御座候得  
 共、右之事少しも存不申、私弟子御存知之海野豫介は、私により合、登  
 と大懇意之ものに御座候處、去冬其書之事を申出、脱稿候は、爲見可  
 申と話候由、夫より兩三度豫介より其書催促仕候處、多用にて未  
 脱稿趣申候。其書之趣意、いづれ國家に關係仕候譯に聞入候  
 間、主人公へも爲御見一申候は、御心得とも可相成一候間、出來次第借  
 くれ候様申聞候得ば、夫は本意の事、難有仕合など悦の由に御座候。  
 私共へも話不致、豫介右の譯合も御座候に、未だ借も不申草稿を、花井  
 一人に爲見候と申せば、花井は格別懇意之ものと相見申候。夫程之親友  
 にて、一見の上世に漏ては、登身分之爲に惡敷と思は、直に焼捨とか、何

花井の狡  
惡

とかと、諫止可申義に御座候。夫を奇貨可居と心得、夢物語、無人島等之事  
 を取組、訴人仕、登を謀反之罪に陥れ、己が昇進の階梯とせんと申は、  
 人面獸心ものに御座候。夫程の讒人を登しらず、懇友と存じ候。此は登に  
 も似合ぬ事に御座候。  
 以上は如何にも痛快の論法だ。花井何者ぞ、渡邊の信誼を濫用して、友を賣り  
 己を利せんとする。棟堂が彼を目して、人面獸心と云ふも、決して過酷の言で  
 はあるまい。

花井の誣  
言反坐

相公様(水野忠邦)には、登も花井も未レ被レ爲レ知もの共に候得ば、大公無私之御  
 裁斷は申上候。迄も無御座候得共、登が右の書は料簡違にせよ、國家之  
 事を奉レ憂候より認候而、終には齎縁して可レ達ニ尊聽一と申、一片之  
 誠心、花井が右之書之事訴人は、親友之義を破り、己れが榮耀を謀之惡心と、  
 人々誰も申事に御座候。是誣言反坐之讒人也。讒人之言果して行はれ候は  
 り、恐くは天下の公論奈何可有レ之と奉レ恐懼一候。此處も御含被レ置候而、



被<sub>レ</sub>達<sub>ニ</sub>尊<sub>レ</sub>聽<sub>一</sub>候 様奉<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>候<sub>〇</sub> 以上<sub>〇</sub>

松崎 懐堂

小田切 要助 様

花井罪案

尙花井寅(虎)一、彌登を夢物語、無人島之事にて、訴人致候而、其事不實に御座候得ば、此は唐律、明律、清律とも誣告律にて、登彌 其事御座候時之罪に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>…夢物語、無人島事實なれば、登斬罪なれども、いまだ發足せぬ前ならば、絞<sub>リ</sub>殺<sub>ス</sub>。されば其事不實、花井の虚構に出でたれば、其罪反て花井に歸す、是反坐なり。

水野心證  
を動した  
るか

此の如く懐堂は、支那の法律を援き來りて、花井の誣告罪を彈劾し、その罪案を定め、所謂の室に入りて戈を奪ふの論法もて、飽迄渡邊の救解を助めた。此れが如何なる程度迄、水野忠邦の心證を動かしたる乎知らざれども、平生懐堂の學問、人物に重きを措きたる水野として、多少の考慮を加へたのであらう。今水野の座右手控へとも云ふ可き、彼が自から筆録したる「覺 忠邦自

忠邦覺書

志」と題する小冊を披らさを見るに、

一、無人島渡海目論見人

と題する一項に、無量壽寺順宣、順道、山口屋彦兵衛、齋藤次郎兵衛、大内五右衛門、山崎金五郎、松平伊勢守等の身分、名前等を書き列ね、以上渡邊目論見之分と書き、其次に、

三宅土佐守家來

渡邊

登

此者政事批誘候由、其外色々有<sub>レ</sub>之

と記してゐる。此れは忠邦の心覺えに書き留めたるもの。されば渡邊登の罪案が、無人島一件より國政誹誘に轉化し來りたるは、之を見ても分明的。而して「其外色々有<sub>レ</sub>之」の一句は、如何に渡邊の身邊に、種々の評判が渦捲きつゝ、あつたかと思ひやらるゝ。

容易ならぬ  
曲者

何れにしても花井の告訴は、實に容易ならぬ波紋を出來せしめた。而して其の

黒幕の最奥に於ける發頭人は、鳥居忠耀であつたとすれば、彼も亦た容易ならぬ曲者と云はねばなるまい。

### 【二七】罪案決定

識者皆渡邊に同情

松崎懌堂の救解が、果して幾許の効果あつたか知れないが、天下の識者を擧げて、渡邊登に同情しないものは、殆んど是れなかつた。元來松崎其人は、漢學の大家で、固より渡邊の西洋新説の鼓吹に、賛成す可き筈はなかつた。而して鎖國攘夷の本案本元の代表的人物と認められたる、藤田東湖の如きさへも、渡邊には深厚の同情を表してゐる。

藤田東湖の哀情

渡邊登華山と號し、書を以て江戸に鳴る。三宅侯の老なり。天保己亥の春、無人島開拓の事密議したりとて、蘭學者流と共に獄に就く。其冤は分りたれ

ども、華山嘗て筆録せる書籍の中に、外國の事を憂へ、忌諱に涉れる事を書せる罪によりて、其君三宅侯に御預けになり、參州田原に幽居す、後一年、今茲辛丑(天保十一年)十月十一日割腹して死す。余華山の名を聞くこと久しけれども、良縁なくして交り結び、遠藤□□が尙齒會にて、其面を知り、又立原杏所の許にて、草々に相逢ふ、寒暖を談じたるまでなり、遺憾といふべし。其容貌洒落、和氣ある中に、發露するやうに覺えたり。(見聞偶筆)

世人の同情

此れは渡邊自殺後に記せるもの、如何に彼が士林に傾倒せられたるかを見る可しだ。兎に角渡邊は、天保十年五月十四日揚屋入、同廿三日改揚屋入、七月廿四日口書成り、十二月十九日に至りて、宣告を受けた。是歲十二月十日、大草房州は暴卒し、十八日南町奉行筒井伊賀守役宅に於て、伯登(渡邊登)一件も全く落著したるなり。其正邪曲直の如きは、今は言ふに由無し、嗚呼夢か、嗚呼是れ眞に夢なるかな。(清水正巡著、ありやなしや)

登宜告文

而して其の宣告文は、即ち左の如し。

申渡之書

三宅士佐守家來

邊

登

年四十七歲

妻人モリ

其方儀、主人領分三州田原者、遠州大洋へ出張候場所にて、其方海岸掛心得罷在候に付、海防手當は勿論、蠻國之事情に通じ、主人の輔翼に相成度心底にて、高野長英、小關三英、幡崎鼎等と、厚く交り、蘭書を學び、西洋諸國之風俗、並に去年參向之甲比丹ニイマンの説話等傳聞之ま、筆記致置候分書き集め、缺舌或問、同小記を著述致し、其上追々蘭書之見識相分に隨ひ、國々の教政、軍備等行届候様に存じ、主人領分海岸手當之義、深く心配致し罷在候處。イギリス人モリソンなる者、日本漂流之者を、自國の船へ乗せ、江戸近海へ送り來る旨、甲比丹之申上候風聞及承候様、

御政治批

モリソン者、素と唐土に留學致し、力も有之、當時官祿も重く取用ひ候人物之旨、傳聞之説を事實と心得、彼國表に信義を唱へ、漂民を送り來り候處、近來被仰出候通り打拂ひ等被仰出候而は、後來怨を結び、不可然旨存じ迷ひ、慎機論並に海外事情等を請答の趣きに書き綴り有之、其中に井蛙、鶴鶴、或は官替相象等、其外比喩之語を以て、御政治を批判致し候段、海岸の御手當薄く候而は、不慮之義有之候時、國家之御爲に不ニ相成候と、一途に存じ過候心底より、自問自答之心得にて、右之通認置候得共、不レ計も不ニ容易之文勢に流れ候に心付き、恐入候義を相辨へ、未だ稿を終不レ申、下書之儘にて仕舞置、他見爲レ致候儀、更に無レ之由申立候得共、右始末重役を相勤め候身分、別而不屈に付、主人家來へ引渡、於ニ在所一熟居申付候。

天保十己亥十二月十九日

所謂泰山鳴動、鼠一匹にて、此の疑獄も、鳥居などの腹黒き企謀の、十分の

泰山鳴動  
鼠一匹

第四章 二七 罪案決定

登樓堂に感激

一だに遂げられなかつた。兎も角も渡邊は、松崎の義侠的救解には、深く感激

したらしい。然ば私義舊年不<sub>レ</sub>料遭<sub>二</sub>奇禍<sub>一</sub>、坐<sub>二</sub>九死一生之地<sub>一</sub>候而、最早出獄は仕間敷と覺悟仕候程之處、先生師弟知己之御情義、不可<sub>レ</sub>己之故を以、御身を抛、御救助被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候義、君父之恩と雖不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之、唯々涙縦横のみ罷在候。

是れ彼が天保十一年正月十二日、田原へ籠送の日、江戸にて慄堂へ寄せたる書狀の一節だ。師弟の至情、眞に千古の美談だ。

【三八】事件の落著

高野長英  
宣吉文

渡邊登と同時に、其厄に罹りたる高野長英も亦た、左の如き宣告を受けた。



高野長英像

(載所集全山嶽・藏所氏平新藤後爵子本原)像書英長野高

町醫師 高野長英

其方儀、年來蘭學を好み、博く蘭書の理義を解き致し候に從ひ、蠻學之政務行届き候様に致信用一能な候處、イギリス人モリソンと申者、日本漂流の者を、自國の船に乗せ、江戸近海へ送り來り候旨、風聞承り、右モリソンは唐土留學致し、學才有之候者に付、官稱重く被用候由、兼て承り及居候處、右體表へ信義を唱へ、其外漂民を送り來り候漢語にも通じ候故を以て、阿蘭陀人の取次ぎを省き、直に彼國の事情を訴へ、交易の儀を嘆願致儀に可有之哉、右之趣意御糺も無之、兼て御觸の通打拂被仰付候ては、御仁義之御趣意に不相當、其上外國の恨を結び、不容易儀と存じ迷ひ、夢物語と號題致し(參照 文政天保時代、九七—九九)候書著述致候段、全く御役筋の御聽にも達し申度心底にて、致置候儀とは申立候共、既に世間に流布致し、人心を動かし候儀に相成、渡邊登呼出しに相成

夢物語著述

登長才の  
最期

花井虎一  
處罰

候様に承り及び、其方儀も呼出しに可相成と存じ、病家先き立廻り罷在候處、行方穿鑿有之旨承及び、安房守(大章)御役所へ自訴致し候得共、不憚ニ公儀一致方、右始末不届に付、永牢申付くる。

而して渡邊は天保十一年正月、田原に歸國蟄居の後、天保十二年十月十一日、累を主家に及ぼすの虞ありとて、四十九歳にて自殺し。高野は弘化二年三月二十七日、獄舎の火災(其實は高野免因に囑して放火せしめたるもの)後、脱獄して、其の踪跡を晦まし、嘉永三年十月晦日、江戸青山に於て捕吏に襲はれ、四十七歳にて自殺した。而して告訴人たる花井虎一は、亦た左の宣告を受けた。

御納戸番  
花井虎一

四十五歳

其方儀、去々酉年(天保八年)十月、阿部友進方へ参り候節、金二郎(人宿山口屋彦兵衛幼年に付後見人、所謂る山口屋彦兵衛にて通りてゐる)へ出會、知る人に相成、

實否糺さ  
治定の  
趣申出

無人島渡海之咄致し、友進も罷越、藥料植付等致度旨申聞け、同意の者に候處、其段は勿論、同人名前も不申立、渡海之儀願出に不及、船等手當出來次第、出帆致度旨、齋藤次郎兵衛申聞候趣、雜誌に存候連、承り置き、友進、順宣(常陸鹿島郡息柵村一向宗無量壽寺住職)共、願濟の上に無之候ては難レ成心得にて、金二郎、秀三郎(深川下佐賀町印籠蒔繪師)心底は一定不仕候處、同様申合候旨申出、無人島に異國船懸り居り候へば、渡海中漂流致し、外國へ参り候由、浦賀洋中にて、諸色廻船の妨致候ては、差支候由、又は金華山の邊に、異國船懸り罷り在り、右見物出來の趣は、金二郎、秀三郎、渡邊登等より申聞候旨申立、右は何れも推考迄の雜誌に可有之候へども、不輕儀に候處、其事の實否糺方も不致聞捨置、今般に至り、治定の趣申出、其上金二郎より繪書取戻し差越、又は次郎兵衛(福原内匠家來にて隱居、齋藤次郎兵衛)儀、五月節句順宣方へ参り直談候由に付、船手等出來、出帆可致。左候は、順宣より順道(順宣の子)へ申通じ、金

其他の處

二郎、秀三郎も同道し、申合可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之致<sup>ニ</sup>推察、五月六月は渡海の時節に付、出帆可<sup>レ</sup>致と大内五右衛門、順宣同意致し罷<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>候旨、相違之儀申立。探索の爲めとは乍<sup>レ</sup>申、最初より其筋へも不<sup>ニ</sup>申立<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>様、不届の儀相企<sup>ニ</sup>候者共と出<sup>レ</sup>會、對談致し、又願ひも不<sup>レ</sup>致、秀三郎一同旅行致<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>始末、輕くも御扶持被<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>候、身分に有<sup>レ</sup>之間敷不届に付、重追放可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>之處、發起以前及<sup>ニ</sup>密訴<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>に付、身分は是迄の通居置き、御仕置は御宥恕申<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>之。此の如く訴人の花井は、叱り置きにて、無事放免せられた。而して無人島事件の首謀者とも云ふ可き金二郎（即ち山口屋彦兵衛の名を假りてゐる者）山崎秀三郎及び齋藤次郎兵衛、無量壽寺順道は、獄中にて斃れ、阿部友進、無量壽寺順宣は禁錮に處せられ、而して此の事件の捲き添へとなりたる渡邊、高野は前記の如く〔參照 二七〕其著作、言論の爲めに、それ〴〵處分せられた。而して鳥居忠耀等が、其の攻撃の主題としたる江川太郎左衛門等には、遂ひに一指をも觸る、所なくして、落著した。

長英獄中の有様

長英入獄

獄中の慘狀

天保十年五月十八日午時、義友春山子に逢ければ、嬉しさ譽へん様なく、跡かたの事忙しく頼み、其夜北の府尹の訟庭へ馳せ行き、其明る十九日、獄内へ引れける。頃しも五月中浣の事なれば、暑氣旺盛なるに、取わけ今歳は暑さ強く、高樓に登り窓戸を開き、納涼するだに凌ぎ兼ねるに、況て日光も透射せず、風氣も流通せぬ、陰鬱の處に、數十人鱗次充填してあることなれば、其熱さ堪へん様なく、病人の臭氣、汚穢の諸物、一種異様の臭氣となり、牢内に散滿するものから、其臭さ譽へん様なく、久しく此中であらんにば、中々存活せんと思はれず。さる上に昨日迄も健やかに在りし人の、今朝は病に斃れて死するもあり、今朝迄も歌ひつ笑ひつ、餘念なくありし人の、御用の聲と諸共に出る間もなく、一片の血煙となりて消えゆくもあり、斯く日度御代に生れ来て、斯る哀しき事を見たり、聞たり、するもせらるゝも、皆これ前世の宿縁にありなん。去れ共今日ば人の身の上、明日は我身の上と思へば、袖ろしさ身の毛もよだち、哀れさ涙に咽ぶばかりなり。然かばあれども、此處に在る者は、皆是れ殺人放火の澁皮、落魄無頼の惡棍なれば、物の情を知るべうもなく、互ひに勵み勵まされて、心の底か鬼となし、今病んで死するにも、自若として呻吟せず、今引れて斬らるゝにも、莞爾と笑ひ出行くは、昔し戦争の世の中に、忠臣義士の死を恐れざる有様も、斯くこそあらめ、善惡の二つは姑く論ぜず、今昇平の代に當りて、人心も柔弱なるに、斯る潔死の勇斷は、殊勝に見えて最と憐れを催しぬ。扱獄内には斯る猛夫の寄合なれば、尋常一様の法律にて治るべきに

非ずとて、極めて残酷の苛法を設け、只暴戾を以て屈伏せしむるゆゑ、起臥飲食言語も容易にはなし難く、こは如何せんと恐ぢ怖れぬ。去れども地獄の内にも極樂ある理りにて、我身に鬼心なければ、何れの里にも鬼人なく、牢内の大小頭目、假初めにも忠義の心を懐き、讒者の爲に陥しければ無實の罪に沈みあるを見て、深く憫れみ何れとなく心を付けられ、厚く恵み勞はられ、起臥飲食も緩やかになりぬれば、是ぞ災厄中の微幸にて、苦しみ中にも凌ぎよく、疾くに死すべき身の、恙なく一日二日と日を送り、蝨する蟲の春を待つ心にて、一日千秋の思ひをなし、只管に官の御明断をぞ待たける。然かばあれど讒者の訴へ手重にて、世間の取沙汰喋々しく、中々急に御取捌きのあるべしと思はれず、其内或は反逆人なり杯唱ふる者もありて、己等は始めより手宛囚人と唱へ、殊の外重罪人なるよし傳へ聞きては、思ひもよらぬ事なりと驚きしが、天一方に私せざる事なれば、其内自然に官の御疑心も晴れなん。(鳥の鳴音)

### 第五章 天保改革

#### 【二九】 三権臣の廢黜

家齊將軍  
薨去

話頭元に返る。既記の如く(參照 六)天保十二年閏正月三十日、大御所家齊は、六十九歳にて死した。二月廿日、上野東叡山寛永寺に葬つた。水野忠邦は御老中として、實に其の葬儀掛であつた。豫て其父家齊の晩年の華奢、放縱の政治を、胸底に面白く思はなかつた將軍家慶は、此に至りて一息つかざるを得なかつた。

家慶と忠邦との關係

抑も家慶が主動者で、忠邦が之に應じた乎。忠邦が主動者で、家慶が之に應じた乎。そは何れとも分明でないが、然も此の君臣の意志が、或る程度迄合致した事だけは、決して疑を容れない。家慶は父の死する乎、否乎、直ちに改革の事を、忠邦に委任した。忠邦は亦た將軍の委任を、一身に引き受けて、勇



將軍閣老  
共に轉達

往邁進した。

家慶は寛政五年五月十四日の生れなれば、天保十二年は、四十九歳だ。而して彼は天保七年以來、父の後を襲いで將軍職に在りたれば、政治の實務にも、決して素人ではなかつた。而して水野忠邦に至りては、文政十一年十一月加判の列に加はり、西城府（家慶）の老中となり、天保五年三月には、本丸老中に轉じ、八年三月よりは、御勝手掛を命せられ、十年三月には、其の功勞にて一萬石加増せられた程なれば、之を天明の末、三十歳の定信が、十五歳の家齊を補けて、改革の政を敷いたものと、同一に論ず可きものではない。

忠邦の時  
勢を取

されば苟も此の經驗ある將軍の下により、多き經驗ある首相が、改革の政を行はんとせば、破竹の勢も管だならざるは、固より論を俟たざる次第だ。惟ふに將軍家慶は、如何なる程度迄、當時の現状を自覺したる乎を、詳にせざるも、忠邦は内憂外患、土崩瓦解の趨勢を、必らず十二分と云はざるも、徹底的に近きまでに見取したるものであらう。彼は其の病候診察に於て、必らずし

改革手初

賢明と云ふ可きでない。されど其の救療の方法として、先づ幕府を根本的に健全ならしめんことを勗めた。而して苟も健全ならしむるに足る手段は、之を斷行するに於て、決して遲疑しなかつた。

彼が改革の手初めは、先代の寵臣にして、専横を極めたる若年寄林肥後守忠英、側衆水野美濃守忠篤、小納戸頭取美濃部筑前守の處分であつた。

天保十二年四月十七日（他書には概ね四月十六日とある）林肥後守、水野美濃守、美濃部筑前守、ともにつとめ方、尊慮に應せず、肥後守は御役を免され、菊間縁頼詰命せられ、加増の地八千石をめし上られ、美濃守は菊間縁頼詰を免され、寄合となされ、加増の地五千石をめし上られ、筑前守は御奉公を免され、甲府勝手小普請となされ、祿三千石をめし上られ、おのゝ御前をとどめらる。〔懐徳院殿御實紀〕

水野美濃  
守

是れ實に青天の霹靂であつた。

抑も水野美濃守は、前將軍家齊寵妃の姪にて、彼女は其死に瀕したる際、「願ひ

美濃守の  
貶黜

筋もあらば申上よ」とありしに、「叨りに恩寵を忝うし、何をか思ひ残す可き。但だ寅次郎（美濃守の前名）の身上こそ、御不便の程、願ひ奉る」と答へた。斯くて彼は旗本の極官とも云ふ可き御用御側となつた。然るに當日十六日、例刻より登城し、御座の間に出て、御用伺ひ、其の詰所に引き取らんとしたが、御用部屋坊主四五人待受けて、「越前守殿御用に付、直ちに御越ある可し」と御用部屋に誘ふに、彼は我身の上とは、露知らず、何事に候ぞと、いと横柄に忠邦に尋るにぞ、忠邦は威儀を正し、「其方儀菊の間縁類詰仰付らる、奥へ立戻る事は相成らず、直に表へ出らる可し」と達し、彼が茫然自失、其の請答さへ出ざるに、御目付は彼を引立て、中の間より放ち去つた。而して同人所持の御用箱は、其の翌日（十七日）御沙汰にて將軍の手許迄差し出した。而して將軍は之を披見して、「扱々御用御側と申すものは、斯く計り政治の機軸を、自由に致すものか」と驚いたと云ふ。（福地源一郎著、水野閣老）

家齊晩年の驕奢

家齊の仁  
恵

林肥後守  
を試む

文藝公は御代々中にては、餘程聰明の君にてあられたり。御晩年は奢侈に過ぎて、御失禮も在せられざるに非ずと雖も、又仁恵の御徳も多き其中、一事をあけて申奉れば、某侯家より、巨大なる雞冠石といふ置物を献上したるが、御意に叶ひ、常に坐右に置給ひしが、其頃病はやりて、近侍の御小姓御小納戸を勤むる人に傳染するもの多かりしかば、公兼て雞冠石の疫を避る事を聞知り玉ひて、左右に命じて打碎かして、皆々に賜ひたり。林肥後守始めて御側御用掛仰せ付られ、翌日威儀堂々と登城するに當り、公御小姓頭故松平大膳亮を召て仰せらるゝに、肥後登城の節は、汝殿中廊下に於て、彼が面に唾せよとありしかば、大膳答へて、上意なれば其如く仕るべし、如何にも申付る通とて退かせ玉ふ。大膳は肥後守が上りを今や遅しと待ち構へて、上命の如く爲せしかば、肥後守は何の言葉もなく、懷より鼻紙取り出し、唾を拭ひて其儘御前に出で、御用仕舞ひて後御次へ下り、御小姓頭を召して、先刻箇様々の次第は、如何の事にやと尋ねられければ、上意なりと答へたりしに、拙者にも左様心得るとは雖も、一と通り御尋申なりとて、部屋へ下りたり。是れ肥後守が權勢新たに加るの日に當り、耐忍の器量を試み玉ふと、且つ其威福を恣にするを誠しめ玉ひし業にて、御在職中往々此類の事ありしと。文化文政の頃は、上にも方々様多く在らせられたる故、御菓子製法の用として、一日に白砂糖千斤づゝ費されたり。其時御膳番掛りの人の評議に、如何に將軍家にて、砂糖一日に千斤を費さば、一年に積りて三十二萬斤なれば餘りに御山なり。因て實際見分致すべしと申たるに、御膳所の者共は、如何にも御見分受申すべしと答へたれば、一日立合たるに大なる

一日砂糖  
一千斤

る半切桶に砂糖三百斤程入れ、水を澤山汲み入れ、白木の棒にて攪立見て、此砂糖は砂多き雜り、御用に成り兼ねたるが、夫にても用ひ苦しからざるやと申すに付、御膳番答へて、砂雜りしお品は御用に成るまじと答たれば、又跡の砂糖を其の如くし、都合三度に及び、初めて此砂糖ならば宜しと申たり。其砂雜りと申立たる品は皆桶を覆して棄て去りしかば、御膳番の衆も大に呆れて、以來見分に及ばず、是迄通りにあるべしとて止たり。此一事に就ても、餘程の御馳寄に過たるを知るべし。

〔五月兩草紙〕

【三〇】 天下人心の驩迎

三龜臣處  
分落首

如何に前代の三龜臣の處分が、當時の世間から驩迎せられたかは、その落首を見て、一斑が推察せらるゝ。

ひご(肥後)ろから、かね(金)で覺悟は仕ながらも、かうはやし(林)とは思はざりけり。

みづの(水野)泡、消ゆく跡はみの(美濃)つらさ、重き仰せを、今日ぞさく(菊)の間。

肥後米も、美濃筑前も下落して、相場の立たぬ、評議まぢまぢ(町々)

大奥の廓

而して改革は三龜臣の外、前將軍の恩寵を待み、最も威福を逞くしたる中野碩翁(御小納戸中野播磨守、潤髮して碩翁と稱す)を始め、大奥の女中なども、それとく處分せられ、此れが爲めに日ならずして、人心を一新せしめた。

中野碩翁  
の榮耀

音物拵所  
の繁昌

駿河臺御小納戸隱居の中野播磨守、後法體して碩翁は、如何なる釣合にや、入道して再勤同様登城なし、世の噂には大御所の御相談相手となん、本所向島へ大造成下屋敷を補理して、権門の輩、日々夜々群集す。北本所邊は、此人の爲めに、家業を開き、繁昌して、財貨を得るもの幾人なるを知らず。音物の拵所あまたの中にも、深川の船橋屋織江と云ふ菓子司なり。續て本所松の鮓(堀江六間町か)堺町なる金竹輪ずし、其外江戸に高料の食物、器材、淺草に八百善始め、料理茶屋、夥敷、芝の通り筋より筋違見付の内、其外横

閑處野邊  
皆風流

賊臣奸徒  
滅却

町邊に至る迄、酒店、餅屋の類、幾百と云ふ數限りなく、遊客俳人歌所など、一藝一能の輩は勿論、片田舎の土俗、文盲愚鈍のしれもの、兩國邊、淺草、本所、深川筋、龜井戸、押上、麻布、目黒邊、北は王子、瀧の川、曲亭翁が書成したる八犬傳にはあらねども、大塚、巢鴨、日暮しの里、谷中、根津、吉原つゞき、閑所野邊の所まで、風流花麗の家作、庭園、紅粉翠黛の婦女を抱へ置て、野外山林も驛路都會に異ならず。奇代の珍席別莊などありて、食類には、牡丹餅一つ、凡一匁五分、鹿の子餅が三匁四分、餅一つが小貳朱など、せいたく屋と云ふ嗚呼の馬鹿物が、見世を出して、塗下駄が一足一兩餘、傘が二百匁など、實に耳目を驚かす。北條高時が九献九種の奢を聞て、楠氏は鎌倉滅亡をさとられしと云へば、此人々に今の花美を見せたらんには、抑も何とか云ふ可き。

此の根元も、中野碩翁入道が流を汲て、隱逸らしく見せかけ、内證は大慾不道の賤夫なれば、是に隨ふ奴婢端女まで食する事を肝要とす。嗚呼時なるかな、

丑(大保十二年辛丑)の四月十六日、賊臣、奸徒の惡物等滅却して、爰所彼所の風評區々紛々として、毎日一立身と押込め、元老より小役人まで轉役と退役、今日は何人、幾日は誰々なりと、其姓名幾千人といふ數を知らず。中にも格別諸人の噂高きは、御側役五島伊賀守、町々抱屋敷並に地面を買込み、地代店賃を取上げ、剩さへ芝の邊には質見世を出し、御紋付の商人、賣徳數百千の財産を集めたる事の露顯せしとて、役義取放し、地所も取上られ、押込となりて、生涯逼塞、聞くもうたてく淺間敷く、武士の風上にも置べき者とも覺へず。此世の中に大幸と云ふべきは、水野出羽、大草能登、此類の人々、今少し居らんには、如何なる憂目を見て、恥辱を暴らすべきに、世變りて其事なし。(五月雨草紙)

人心踴躍  
の所

以上所記によりて、如何に當時の寵臣、權臣等が、世の中を我物顔に振舞ひたるかを知る可きであらう。されば落首に、

かなしくる業 太夫

尾厄五免太